

	装 装 制 第 9 6 8 6 号
	令 和 元 年 1 1 月 2 5 日
一部改正	装 装 保 第 5 3 3 5 号
	令 和 2 年 4 月 1 日
一部改正	装 装 保 第 5 0 7 1 号
	令 和 3 年 4 月 1 日
一部改正	装 装 保 第 9 8 3 9 号
	令 和 3 年 7 月 1 日
一部改正	装 装 保 第 2 0 5 7 1 号
	令 和 4 年 1 2 月 2 2 日
一部改正	装 装 保 第 5 8 8 4 号
	令 和 5 年 3 月 3 1 日
一部改正	装 装 保 第 1 1 8 0 3 号
	令 和 5 年 6 月 3 0 日
一部改正	装 装 保 第 5 6 9 2 号
	令 和 6 年 3 月 2 9 日
一部改正	装 装 保 第 1 5 8 8 5 号
	令 和 6 年 8 月 2 9 日
一部改正	装 装 保 第 1 2 5 3 6 号
	令 和 7 年 6 月 2 7 日
一部改正	装 装 保 第 7 0 2 2 号
	令 和 8 年 3 月 3 1 日

長	官	官	房	総	務	官
長	官	官	房	人	事	官
長	官	官	房	会	計	官
長	官	官	房	監	察	監
				査	・	評
				価		官
長	官	官	房	各	装	備
				開	発	官
長	官	官	房	艦	船	設
				計		官
各				部		長
施	設	等	機	関	の	長
北	海	道	防	衛	局	調
				達	部	長
北	関	東	防	衛	局	装
				備	部	長
南	関	東	防	衛	局	調
				達	部	長
近	畿	中	部	防	衛	局
				調	達	部
				長		
中	国	四	国	防	衛	局
				調	達	部
				長		
沖	縄	防	衛	局	調	達
				部	長	
東	海	防	衛	支	局	長

殿

長 崎 防 衛 支 局 長
郡 山 防 衛 事 務 所 長
宇 都 宮 防 衛 事 務 所 長
舞 鶴 防 衛 事 務 所 長
岐 阜 防 衛 事 務 所 長
玉 野 防 衛 事 務 所 長

装備政策部長
(公印省略)

防衛装備庁における委託先の秘密保全規則等の審査等及び
委託先に対する秘密保全検査実施要領について（通知）

標記について、別紙第 1 から別紙第 4 までのとおり定めたので通知する。

なお、委託先における保全教育の審査実施要領について（装装制第 6 8 4 号。2 7．1 0．1）、委託先の秘密保全施設等の確認の実施要領について（装装制第 6 8 5 号。2 7．1 0．1）、防衛装備庁における事業者の適合性の審査実施要領について（装装制第 9 1 6 号。2 7．1 0．1）及び委託先に対する秘密保全検査実施要領について（装装制第 6 8 3 号。2 7．1 0．1）は廃止する。

添付書類：別紙第 1 ～別紙第 4

装備品等秘密の取扱いに係る提供先の事業者秘密取扱適格性
等の確認実施要領

第 1 趣旨

この実施要領は、装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和 6 年防衛省訓令第 10 号。以下「装備品等秘密訓令」という。）別記様式第 2 号様式「装備品等秘密の保全に関する特約条項」第 9 条第 1 項、第 13 条及び第 15 条第 2 項並びに装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（防経装第 19072 号。26.12.24。以下「事務次官通達」という。）別添「装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン」第 8 号第 3 号の規定に基づく確認等に係る実施要領を定めるものとする。

第 2 用語の意義

この実施要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方防衛局調達部長等 北海道防衛局調達部長、北関東防衛局装備部長、南関東防衛局調達部長、近畿中部防衛局調達部長、中国四国防衛局調達部長、沖縄防衛局調達部長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、東北防衛局郡山防衛事務所長、北関東防衛局宇都宮防衛事務所長、近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所長、近畿中部防衛局東海防衛支局岐阜防衛事務所長及び中国四国防衛局玉野防衛事務所長をいう。
- (2) 防衛装備庁の契約締結者 装備品等秘密訓令第 2 条第 2 号に規定する契約締結者のうち、防衛装備庁の全ての契約締結者をいう。
- (3) 防衛省本省の契約締結者 装備品等秘密訓令第 2 条第 2 号に規定する契約締結者のうち、前号に規定する防衛装備庁の契約締結者を除く、防衛省本省の全ての契約締結者をいう。
- (4) 新設 装備品等秘密に指定された文書、図画又は物件を取り扱う施設（以下「秘密保全施設」という。）を新たに設置することをいう。
- (5) 変更 既存の秘密保全施設を改造し、拡張し、又は縮小することをいう。
- (6) 転用 既存の秘密保全施設を改造し、拡張し、又は縮小することなく、当該施設で取り扱う秘密の種類を変更することをいう。

- (7) 閉鎖区域 秘密に指定された物件等の形状又は材質等により、秘密保全施設では当該物件等の保管ができない場合に、当該物件等を保護するために期間を定めて設定する区域をいう。
- (8) 提供先 装備品等秘密訓令第7条又は第9条の規定に基づき装備品等秘密文書等を送達する契約事業者をいう。
- (9) 共用 提供先の秘密保全施設及び閉鎖区域（以下「秘密保全施設等」という。）と防衛省本省の契約締結者の契約に基づく秘密保全施設等とが同一である場合に、当該秘密保全施設等を共用することをいう。
- (10) 特約条項 装備品等秘密訓令第2号様式に定める「装備品等秘密の保全に関する特約条項」をいう。
- (11) 秘密保全対策ガイドライン 事務次官通達の別添に定める「装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン」をいう。
- (12) 関係社員 特約条項第3条に規定する装備品等秘密の取扱いの業務に従事する者をいう。
- (13) 装備品等秘密 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する装備品等秘密をいう。
- (14) 特別防衛秘密 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。
- (15) 特定特別防衛秘密 特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）第15条第1項又は防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号）第14条第1項の規定により、防衛大臣又は防衛装備庁長官が特別の保護を要するものとして指定した特別防衛秘密をいう。
- (16) 事業者秘密取扱適格性 特約条項第9条第1項に規定する秘密保全規則等、特約条項第15条第2項に規定する保全教育の内容並びに実施方法の確認及び特約条項第13条に規定する秘密保全施設（必要な場合に限る。）の各審査基準を満たしていることをいう。

第3 関係社員名簿

1 関係社員名簿（秘密取扱適格性）の確認

- (1) 防衛装備庁の契約締結者は、提供先から秘密保全対策ガイドライン第8項第3号に規定する関係社員名簿の提出があった場合

は、付紙第1に定めるところにより、速やかにその内容を確認するものとする。

- (2) 前号に規定する関係社員名簿は、別紙様式第1号により、契約締結後1か月以内（着工の時期が1か月以内に到来するときは、着工の日まで）に当該提供先から提出させるものとする。
- (3) 前号に規定する関係社員名簿の提出に当たっては、当該提供先を管轄する地方防衛局調達部長等を経由させるものとする。
- (4) 防衛装備庁の契約締結者は、第1号に規定する確認を行うに当たり、受領した名簿の写しを装備政策部装備保全管理課長（以下「装備保全管理課長」という。）に送付し、装備保全管理課長は、必要に応じて関係機関等に照会する等して、これを確認するものとする。
- (5) 防衛装備庁の契約締結者は、第1号の規定に基づく確認の結果を別紙様式第2号により提供先に通知するものとする。この場合において、不適当と認めるときは、その理由を付記するものとする。
- (6) 提供先は、前号の通知において不適当とされたことをもって従業者に不利な取扱いを行ってはならないものとする。
- (7) 第1号において防衛装備庁の契約締結者の確認を得た関係社員名簿は、当該契約の期間において有効とし、当該契約期間における別契約において、同一の従業者に係る確認が必要な場合は、当初の確認から5年間を上限に有効とする。
- (8) 秘密保全対策ガイドライン第8項第3号に規定する同意書は、別紙様式第1の2号を基本とし、関係社員名簿を提出する際に、その写しを合わせて提出するものとする。ただし、当該従業者が当初の同意書の提出から5年に満たない場合は同名簿備考欄に提出済みの旨記載することで同意書の写しを添付したものとみなすものとする。

2 関係社員名簿の変更

- (1) 前項の規定は、既に防衛装備庁の契約締結者の確認を受けた関係社員名簿の記載内容に変更があった場合に準用する。
- (2) 提供先又は防衛装備庁の契約締結者により、関係社員としてふさわしくないと判断された者については、防衛装備庁との契約（履行中の契約を含む。）から、当該関係社員としての指定を取り消すものとする。

第4 事業者秘密取扱適格性（秘密保全規則等並びに保全教育の内容及び実施方法）

1 秘密保全規則等並びに保全教育の内容及び実施方法の確認

- (1) 防衛装備庁の契約締結者は、提供先から特約条項第9条第1項に規定する秘密保全規則等並びに特約条項第15条第2項に規定する保全教育の内容及び実施方法の確認の申請があった場合は、付紙第2、付紙第2-1及び付紙第3に定めるところにより、速やかにその内容を確認するものとする。
- (2) 前号に規定する秘密保全規則等並びに保全教育の内容及び実施方法の確認に当たっては、別紙様式第3号により、契約締結後1か月以内（着工の時期が1か月以内に到来するときは、着工の日まで）に当該提供先から申請させるものとする。ただし、秘密保全規則等並びに保全教育の内容及び実施方法が既に防衛装備庁の契約締結者の確認を受けたものであるときは、別紙様式第4号により届出させることで足りるものとする。
- (3) 前号に規定する申請は、当該申請を行う提供先を管轄する地方防衛局調達部長等を経由させるものとし、契約締結前（提供先が参加を希望する入札公告又は公示等の後に限る。）に行うことを妨げないものとする。
- (4) 前号の規定により経由を受けた地方防衛局調達部長等は、当該申請内容を確認の上、別紙様式第4の1号により防衛装備庁の契約締結者に進達するものとする。
- (5) 防衛装備庁の契約締結者は、第1号に規定する確認を行うに当たり、装備政策部長に協力を求めるものとする。
- (6) 防衛装備庁の契約締結者は、第1号の規定に基づく確認の結果、当該秘密保全規則等の内容は適当であると認めた場合は、別紙様式第5号により提供先に通知するものとする。

2 秘密保全規則等並びに保全教育の内容及び実施方法の変更

前項の規定は、提供先が既に防衛装備庁の契約締結者の確認を受けた秘密保全規則等並びに保全教育の内容及び実施方法の内容を変更する場合に準用する。ただし、変更の理由が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、別紙様式第6号により提供先から届出させることで足りるものとする。なお、装備保全管理課長は、届出された秘密保全規則等並びに保全教育の内容及び実施方法の変更がふさわしくないと判断したときは、防衛装備庁の契約締結者を通じて提供先と調整するものとする。

- (1) 防衛省本省又は防衛装備庁の訓令、通達等の改正等による変更
- (2) 提供先の事業所、部署、役職等の名称のみの変更（会社の合併等及び事業所の統合又は移転等を除く。）

(3) 秘密の保全措置に影響を与えない変更

3 保全教育の実施状況の報告

提供先は、毎年4月末日までに、前年度における保全教育の実施状況及び当該年度における保全教育の計画について、別紙様式第7号により契約締結者に報告するものとする。

第5 事業者秘密取扱適格性（秘密保全施設等）

1 秘密保全施設の新設又は変更

- (1) 防衛装備庁の契約締結者は、提供先から特約条項第13条に規定する秘密保全施設の新設又は変更に係る確認の申請があった場合は、第2項第1号ア又はイに定めるところにより、速やかにその構造等を確認するものとする。
- (2) 前号に規定する秘密保全施設の構造等の確認に当たっては、当該秘密保全施設の図面等（秘密保全施設の位置、構造等を詳細に記載したもので、その他必要な付属書類を含む。以下同じ。）を添えて、別紙様式第3号（第4第1項第2号の申請と併せて申請する場合に限る。）又は別紙様式第8号により当該提供先から申請させるものとする。ただし、秘密保全施設が既に防衛装備庁の契約締結者の確認を受けたものであるとき、又は秘密保全特約第13条の規定に基づき申請され、防衛装備庁の契約締結者による確認を受けたものであるときは、別紙様式第4号により届出させることで足りるものとする。
- (3) 前号に規定する申請は、当該申請を行う提供先を管轄する地方防衛局調達部長等を経由させるものとし、契約締結前（提供先が参加を希望する入札公告又は公示等の後に限る。）に行うことを妨げないものとする。
- (4) 前各号の規定に関わらず、提供先が秘密保全施設の位置、構造等に変更を加えることなく、当該秘密保全施設において取り扱う装備品等秘密に指定された物件等又はその用途のみを変更する場合は、別紙様式第9号により届出させることで足りるものとする。

2 現地調査

- (1) 地方防衛局調達部長等は、前項第3号の規定により提供先から申請の経由を受けたときは、当該申請における秘密保全施設の構造等が次のア及びイに定める基準を満たしているかを確認するため、現地調査を行うものとする。
 - ア 保管容器及び保管庫は、防衛装備庁における秘密保全に関す

る訓令の解釈及び運用について（装装制第53号。27. 10. 1）別紙第7及び別紙第8に規定する保管容器及び保管庫の構造基準を準用する。

イ アに規定する保管庫以外の秘密保全施設については、付紙第4に定めるところによる。

(2) 前号の規定により現地調査を行ったときは、別紙様式第10号に定める秘密保全施設現地調査表を作成するものとする。

(3) 地方防衛局調達部長等は、提供先から秘密保全施設の変更の申請の経由を受けたときの現地調査は、変更が行われる前に実施するものとし、第1号に規定するほか、現況と変更の申請内容に矛盾がないか等を確認するものとする。この場合、地方防衛局調達部長等は、変更後の確認を毎月の保全検査時に行うものとする。

3 進達

地方防衛局調達部長等は、前項に規定する現地調査を行ったときは、第1項第2号に規定する申請及び図面等並びに前項第2号に規定する秘密保全施設現地調査表を添付して、別紙様式第4の1号（提供先が別紙様式第3号で申請した場合に限る。）又は別紙様式第11号により防衛装備庁の契約締結者に進達するものとする。

4 保全検査官

地方防衛局調達部長等は、第2項に規定する現地調査を行うに当たっては、所属する職員（秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令（平成21年防衛省訓令第25号）第6条の規定により秘密を取り扱うことができる者に限る。）の中から保全検査官を指名して行わせることができるものとする。

5 解除

(1) 防衛装備庁の契約締結者は、提供先において秘密保全施設を保持する必要がなくなった場合は、別紙様式第12号により速やかに届出させるものとする。

(2) 防衛装備庁の契約締結者は、前号の規定により解除した秘密保全施設を再び使用する必要が生じた場合は、前各項の規定により改めて当該秘密保全施設の確認を行うものとする。

6 転用

防衛装備庁の契約締結者は、提供先が防衛装備庁の契約締結者の確認を受けた特別防衛秘密（特定特別防衛秘密を含む。）に属する物件等を保護するための施設を秘密保全施設に転用する場合は、別紙様式第13号により届出させるものとする。

7 閉鎖区域

(1) 防衛装備庁の契約締結者は、提供先が閉鎖区域を設定又は変更

する場合は、別紙様式第 15 号により当該提供先を管轄する地方防衛局調達部長等を経由して申請させ、第 1 項から第 4 項までの規定を準用し、当該閉鎖区域の構造等を確認するものとする。

- (2) 前号の場合において、第 1 項から第 4 項までに規定する別紙様式（第 8 号を除く。）中、「秘密保全施設」とあるのは「閉鎖区域」に読み替えるものとする。
- (3) 防衛装備庁の契約締結者は、提供先が閉鎖区域の位置、構造等に変更を加えることなく、当該閉鎖区域の設定期間のみを変更する場合は、別紙様式第 16 号により届出させるものとする。

8 共用

- (1) 地方防衛局調達部長等は、防衛装備庁の契約締結者が確認した秘密保全施設等を防衛省本省の契約締結者が共用しようとする場合は、別紙様式第 17 号により協議させ、これを了承する場合は、別紙様式第 18 号により当該防衛省本省の契約締結者に回答するものとする。
- (2) 地方防衛局調達部長等は、前号の規定により共用を認めた秘密保全施設等の共用期間を防衛省本省の契約締結者が変更しようとする場合は、速やかに当該防衛省本省の契約締結者から通知させるものとする。

9 通知

防衛装備庁の契約締結者は、第 1 項第 1 号又は第 7 項第 1 号の規定に基づき確認した結果、当該秘密保全施設等の構造等は適当であると認めた場合は、別紙様式第 5 号（提供先が別紙様式第 3 号で申請した場合に限る。）又は別紙様式第 19 号により提供先に通知するものとする。

10 装備政策部長の協力

防衛装備庁の契約締結者は、提供先の秘密保全施設等の確認を行うにあたり、装備政策部長に協力を求めるものとする。

第 6 事業者秘密取扱適格性の取消

防衛装備庁の契約締結者は、次の各号のいずれかに該当する事項を認めた場合は、その確認を取り消すものとし、履行中の契約がある場合は、特約条項第 18 条の規定に基づき、装備品等秘密の取扱いの業務を終了させることができるものとする。

- (1) 提供先が装備品等秘密を漏えいする等重大な保全事故を起こした場合
- (2) 提供先が申請した保全教育の内容等に虚偽事項があった場合
- (3) 提供先の保全教育が防衛装備庁の確認を受けた保全教育の内容

及び実施方法によらず不適切に行われている場合

第7 業務システムの利用等

- 1 この実施要領の規定により作成することとされている書類等（書類その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）の作成は、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、防衛装備庁行政文書管理細則について（装官総第5085号。令和4年3月31日）別紙第1章第4第1項第1号オに規定する業務システム（以下「業務システム」という。）により作成したものをいう。以下同じ。）の作成をもって、これに代えることができるものとする。この場合において、当該電磁的記録は当該書類等とみなす。
- 2 この通知の規定による書類等の提出は、当該書類等が電磁的記録をもって作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって、業務システムを活用するものをいう。次項において同じ。）により提出することができるものとする。
- 3 前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時点をもって、当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 第2項の規定により書類等の提出が電磁的方法で行われる場合であって、業務システムにおいてこの実施要領に定める様式に対応していないときは、業務システムにより作成する書類等の備考欄にこの実施要領に定める様式番号等を記載することにより、この実施要領に定める様式とみなして使用することができる。

第8 その他

契約締結者及び地方防衛局調達部長等は、この実施要領に定める事務及びこれに関連する事務を処理するに当たり、その他の必要な関係者とも相互に協力するものとする。

関係社員名簿の登載基準

提供先又は委託先は、関係社員名簿への従業者の搭載に当たって、以下の点に留意するものとする。

- (1) 関係社員には、人格、素行、勤務状況等を総合的に勘案し、秘密業務に従事するにふさわしい者を充て、その範囲は最小限とすること。
- (2) 関係社員の指定に当たっては、従業者の同意を得た上で確認を行い、確認の過程で得た個人情報の取扱いについては目的外の使用をしないこと。
- (3) 関係社員の指定に当たっては、次表に掲げる搭載基準を参考に確認するものとし、従業者との面談や公的証明書等により確認するとともに、契約の履行中においても継続的に把握すること。
- (4) 関係社員名簿に記載された従業者の情報に変更のあった場合は、改めて申告するよう従業者に注意喚起すること。
- (5) 関係社員名簿の記載事項に関し、契約担当官等又は装備保全管理課長から改めて確認を求められた場合は速やかに対応をすること。
- (6) 従業者が、別契約で確認を受けた関係社員名簿が有効期間内にある場合は、氏名、当該確認通知の発簡番号発簡年月日の記入をもってこれに代えることができる。

登載基準	判定の目安
1 秘密の漏えいのおそれがないことの確認として、人格、素行、勤務状況等を踏まえ、ふさわしい者であることの総合的な確認が行われていること。また、防衛装備庁との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者に該当しない者であることの確認が行われていること。	関係社員名簿に次に掲げる事項が漏れなく記載されており、委託先におけるこれらの確認方法及び確認した事実が明確になっていること。 (1) 関係社員に指定された者の氏名 (2) 生年月日 (3) 所属する部署 (4) 役職 (5) 勤務状況等（人格、素行を含む。） (6) 国籍
2 関係社員の範囲は必要最小限にとどめられていること。	各関係社員の従事する秘密業務の内容が明確になっていること。

秘密保全規則の確認基準

秘密保全規則に規定する内容は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる項目のとおりとし、これらの規定が防衛装備庁長官の定める関連規則と同等以上の内容となっていること。

事 項	項 目
1 規則の制定に関する必要事項	(1) 目 的 本規則の制定目的 (2) 適用範囲 ア 規則の適用範囲 イ 適用除外 ウ 秘密を取り扱う組織の範囲 エ 秘密保全施設の設置の有無 オ 秘密情報取扱システムの設置の有無 (3) 関係法令等 (4) 用語の定義 ア 装備品等秘密（又は特別防衛秘密） イ 文書 ウ 図画 エ 物件 オ 情報 カ 伝達 キ 秘密業務

	ク 関係社員 ケ 保全施設 コ 閉鎖区域 サ 立入禁止区域 シ 保管容器 ス その他の用語（必要に応じて規定） (5) 外国政府等秘密情報の定義（必要に応じて規定） ア 米国秘密軍事情報 イ 北大西洋条約機構秘密情報 ウ 仏国秘密情報 エ 豪州秘密情報 オ 英国秘密情報 カ インド秘密軍事情報 キ 伊国秘密情報 ク 韓国秘密軍事情報 ケ 独国秘密情報 コ 瑞国秘密情報 サ サウジ秘密情報 シ U A E 秘密情報 ス 宇国秘密情報
2 装備品等秘密（又は特別防衛秘密） の取扱いに関する規則の不当な拡張解釈 の禁止に関する規定	運用上の注意
3 規則の解釈又は運用について疑義が	運用・解釈

生じた場合の協議に関する事項	
4 秘密保全組織及び関係社員の指定及び職務等に関する規定	(1) 秘密保全組織 - ア 保全組織の設定 - イ 保全組織の構成 (2) 総括者の責任 (3) 関係社員の指定及び職務 - ア 管理責任者 - イ 保全責任者 - ウ 保全責任者代行者、保全責任者補助者（必要に応じて規定） - エ 取扱者 (4) 関係社員の指定及び範囲の制限 (5) 秘密保全適格証明書 - ア 適格証の交付 - イ 適格証の回収、廃棄 - ウ 適格証の保有状況の確認 (6) 関係社員名簿 (7) 引継ぎ - ア 管理責任者及び保全責任者の引継ぎ - イ 引継簿への記録 (8) 関係社員名簿の報告 (9) 関係社員の継続的な変化の把握と報告
5 装備品等秘密の保全（又は特別防衛秘密の保護）に関する規定	(1) 装備品等秘密の保全（又は特別防衛秘密の保護） - ア 装備品等秘密（又は特別防衛秘密）への関与 - イ 関係社員の取扱い範囲

	- ウ 関係社員の義務 - エ 関係社員以外の者への伝達の禁止 (2) 同意書 (3) 防ちよう (4) 懲罰等 (5) 装備品等秘密（又は特別防衛秘密）の目的外利用の禁止 (6) 保全教育 - ア 教育計画 - イ 保全教育の内容及び実施方法の確認 - ウ 保全教育の内容及び実施方法の変更 - エ 保全教育の実施状況の報告 (7) 関係簿冊 (8) 関係簿冊の取扱い - ア 関係簿冊の保管期間 - イ 関係簿冊の廃棄
6 接受、保管、貸出及び閲覧等に関する規定	(1) 装備品等秘密文書等（又は特別防衛秘密文書等）の接受 - ア 装備品等秘密文書等（又は特別防衛秘密文書等）の接受者 - イ 接受の記録 - ウ 接受の報告 (2) 装備品等秘密文書等（又は特別防衛秘密文書等）の保管 - ア 保管場所 - イ 文書等の管理者 - ウ 保管の方法 - エ 日々点検の実施

	(3) 文字盤鍵の保護 - ア 文字盤鍵の組合せ番号の変更 - イ 変更の要件 - ウ 変更の実施者 - エ 変更の記録 (4) さし込み鍵の保管 - ア 鍵の管理者 - イ 鍵の使用者 - ウ 勤務時間外の鍵の保管 (5) 装備品等秘密文書等（又は特別防衛秘密文書等）の閲覧及び貸出 - ア 閲覧者又は貸出者の制限 - イ 閲覧時の確認、記録 - ウ 貸出時の確認、記録 - エ 貸出の期間 (6) 装備品等秘密指定書の周知 (7) 装備品等秘密（又は特別防衛秘密）の指定解除 - ア 抹消の方法 - イ 指定解除の記録
7 伝達、送達等に関する規定	(1) 伝達時の留意事項 (2) 秘密文書等（又は特別防衛秘密文書等）の送達者 (3) 送達の記録 (4) 送達の方法 (5) 送達時の封かん等の方法 (6) 輸送機関等による輸送方法

	(7) 送達の報告
8 保全状況検査、報告等に関する規定	(1) 社内保全検査 (2) 官による保全検査の受検 (3) 装備品等秘密文書等（又は特別防衛秘密文書等）の保管状況の報告
9 複製、製作、写真撮影及び装備品等秘密（又は特別防衛秘密）の表示に関する規定	(1) 複製等の申請、許可 (2) 複製等した秘密文書等（又は特別防衛秘密文書等）への表示 (3) 複製等の記録 (4) 複製又は製作中の装備品等秘密（又は特別防衛秘密）の取扱い (5) 複製等の報告
10 装備品等秘密（又は特別防衛秘密）の指定等に関する規定	(1) 装備品等秘密（又は特別防衛秘密）の指定、変更及び解除 ア 装備品等秘密（又は特別防衛秘密）の指定、指定条件の変更及び指定解除時の処置 イ 指定、変更及び解除の記録 (2) 装備品等秘密（又は特別防衛秘密）等の表示 ア 複製等した装備品等秘密文書等（又は特別防衛秘密文書等）への「装備品等秘密」等の表示 イ 外国政府等秘密情報に該当する場合の表示 (3) 登録番号及び一連番号の表示 ア 文書及び図画の表示箇所 イ 物件の表示箇所
11 下請負先の保全措置に関する規定	(1) 下請負の許可 ア 下請負の申請、許可 イ 誓約書の添付

	- ウ 三者間契約 (2) 下請負先に対する装備品等秘密文書等（又は特別防衛秘密文書等）の送達 (3) 下請負先の保全検査 - ア 委託先による下請負先の保全検査等 - イ 官による下請負先の保全検査等
1 2 秘密保全施設等に関する規定	(1) 秘密保全施設等の新設、変更又は解除 (2) 立入禁止区域 - ア 立入禁止区域の設定 - イ 立入禁止区域の表示 (3) 立入禁止区域の立入統制 - ア 立入者の制限 - イ 関係社員以外の立入り及び教育 - ウ 立入りの記録 - エ 立入者の確認、識別 - オ 装備品等秘密（又は特別防衛秘密）への接近の制限 (4) 機器の持込み制限 - ア 機器の持込みの制限に必要な措置 - イ やむを得ず機器の持込みを行う場合の処置 (5) 装備品等秘密（又は特別防衛秘密）電子計算機情報 - ア 官が認めた情報システム以外の情報システムでの取扱いの禁止 - イ 可搬記憶媒体への保存 - ウ 可搬記憶媒体に保存する場合の秘匿措置
1 3 装備品等秘密文書等（又は特別防衛秘密文書等）の返却及び廃棄に関する	(1) 装備品等秘密文書等（又は特別防衛秘密文書等）の返却 (2) 反古紙等の廃棄

規定	ア 反古紙等の廃棄 イ 廃棄の方法 ウ 廃棄の記録 (3) 装備品等秘密文書等（又は特別防衛秘密文書等）の廃棄の制限
1 4 非常時及び事故等発生時の対策及び報告等に関する規定	(1) 非常の場合の措置及び報告 ア 非常の場合の措置 イ 非常の場合に講じた措置の報告 (2) 事故等発生時の措置及び報告 ア 事故等発生時の措置及び総括者等への報告 イ 事故等発生時の調査及び官への報告 ウ 調査項目 エ 報告体制の確立（連絡系統図の作成等）
1 5 秘密保全規則の細部取扱いに関する規定	(1) 細則の制定 (2) 秘密保全実施要領の適用 (3) 規則の競合

※ 上表に掲げる事項・項目は基準であり、実情に応じ、不要な項目を削除し、又は必要な項目を追加し、若しくは構成を変更することができる。

秘密保全実施要領の確認基準

秘密保全実施要領に規定する内容は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる項目のとおりとし、これらの規定が秘密保全対策ガイドライン（※）及びその関連規定と同等以上の内容となっていること。

事 項	項 目
1 目的及び考え方	目的及び考え方
2 用語の定義	(1) 情報システム (2) パソコン (3) 可搬記憶媒体 (4) 携帯型記録機器 (5) 携帯型情報通信機器 (6) 特定資料及び特定物件 (7) 関係社員 (8) 第三者 (9) 秘密保全施設
3 適用範囲	(1) 対象の業務 (2) 対象となる者 (3) 情報システムの使用の有無 (4) 装備庁との協議
4 秘密保全規則等の取扱い	(1) 秘密保全実施要領の作成及び確認 (2) 秘密保全規則等の社内の承認者

	(3) 関係社員への周知
5 第三者への開示	第三者開示の除外
6 組織のセキュリティ	(1) 保全組織の設置 (2) 関係社員以外の秘密の接触及び提供要求の禁止 (3) 総括者の設置 (4) 関係社員の責任分担及び役割 (5) 秘密保全規則等の定期的な見直し
7 特定資料又は特定物件の分類及び管理	(1) 関係簿冊の作成・管理 (2) 関係社員の権限、義務、教育、監督等
8 人的セキュリティ	(1) 関係社員の指定の範囲 (2) 関係社員としてふさわしくない者 (3) 関係社員名簿の作成及び確認 (4) 不利益扱いの禁止 (5) 関係社員名簿の目的外利用 (6) 適性評価 (7) 懲戒手続及び同意書 (8) 関係社員等への教育訓練の実施方法及び実施内容
9 秘密漏えい等の事故発生時の対応	(1) 事故発生時の報告 (2) 報告要領の作成 (3) 事故発生時の対処等 (4) 対処訓練の実施
10 物理的及び環境的セキュリティ	(1) 秘密保全施設への立入制限

	(2) 保全外部区域の設定及び措置 (3) 秘密保全施設の入退室管理 (4) 情報システム実装計画の作成 (5) 秘密保全施設へのパソコン等の持出し禁止 (6) 無線LANの使用禁止 (7) 秘密保全施設内のパソコン等の管理 (8) 秘密保全施設へのパソコン等の持込み禁止 (9) 秘密を取り扱ったパソコン等の処分及び修理
1 1 通信及び運用管理	(1) 操作手順書の作成 (2) パソコン等のウイルス対策 (3) 必要の無いソフトウェアのインストール禁止 (4) 秘密保全施設外のネットワーク禁止 (5) システムメンテナンス計画の作成 (6) システムメンテナンスの立会 (7) メンテナンス実施の記録 (8) システムメンテナンスの外部委託の禁止 (9) 秘密等の電子情報の可搬記憶媒体以外への保存の禁止 (10) 可搬記憶媒体の管理手順の作成と周知
1 2 アクセス制御	(1) アクセス制御方針の作成 (2) 適切なアクセス権の付与と定期的な見直し (3) 関係社員のアクセス権の厳格な管理 (4) 関係社員の役割に応じたアクセス権の管理 (5) 利用者毎のID及びパスワードの付与 (6) 情報システムの使用状況の記録

	(7) パソコンの識別及び利用者の認証の実施
1 3 検証・改善	(1) 秘密保全規則等の不断の検証及びリスク査定 (2) 検証の記録
1 4 検査及び調査の受入れ	(1) 保全状況の点検及び官側の検査 (2) 官側の必要な指示 (3) 契約履行後の検査及び調査の受入れ

※ 装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（防経装第19072号。26．12．24）別添

保全教育の確認基準

委託先の関係社員が装備品等秘密／特別防衛秘密に関する法令等の内容、装備品等秘密文書等／特別防衛秘密文書等の取扱いの手続きその他装備品等秘密の保全／特別防衛秘密の保護に必要な措置に関する知識を的確に習得できる保全教育の内容となっていること。

確認基準	判定の基準（※１）
1 毎年定期的に保全教育を実施する人的・物的体制を整備していること又はこれらを整備することができることと認められること。	(1) 委託先に秘密保全に関する業務を専業する部署があること。 (2) 委託先の規則等において「保全教育のカリキュラム」が定められていること。 (3) (2)のカリキュラムに沿った「保全教育用テキスト」が作成されていること。 (4) 年間の教育計画の作成が定められていること。
2 「保全教育のカリキュラム」の内容は、秘密保全に必要な内容であること。	(1) 装備品等秘密／特別防衛秘密に関する法律、政令、訓令、事務次官通達その他関係規則の条文 (2) (1)の条文の解説 (3) 秘密保全の必要性（漏えいの国際的、国内的影響） (4) 保全教育の意義・重要性 (5) 関係社員の役割及び責任 (6) 非常事態発生時の対処要領 (7) 装備品等秘密／特別防衛秘密の取扱要領 ア 関係簿冊の作成・記録・保管要領 イ 装備品等秘密／特別防衛秘密（登録番号・一連番号を含む。）の表示・抹消

3 「保全教育用テキスト」の内容は、秘密保全に必要な内容であること。	要領 - ウ 装備品等秘密／特別防衛秘密に係る文書、図画及び物件の作成要領 - エ 伝達、送達、閲覧、貸出要領 - オ 接受、保管、引継ぎ要領 - カ 複製、製作等要領 - キ 検査要領 - ク 回収、返却、廃棄要領 - ケ 下請負要領 (8) 立入禁止区域の設定、管理、立入要領 (9) 電子計算機情報の保全要領 (10) 情報保全対策（カウンターインテリジェンス及び諸外国の事例を含む。） (11) 装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン（※2）に規定する事項 - ア 秘密保全の重要性、意義（秘密保全意識の涵養を含む。） - イ 「need to know の原則」の確実な履行 - ウ 保全に関する社内規則の確実な履行 - エ 隙のない勤務と私生活における慎重な行動 - オ 悪意のあるソフトウェアへの感染を防止するための対策及び感染した場合の対処手順 (12) その他の留意事項
4 講師が専門知識を有する者であること。	秘密保全についての専門的知識及び経験を有すると認められる者

※1 上表に掲げる判定の目安は基準であり、実情に応じ、不要な項目を削除し、又は必要な項目を追加し、若しくは構成を変更することができる。

※2 装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（防経装第19072号。26. 12. 24）別添

秘密保全施設の構造基準

秘密保全施設に必要な構造等は、次の表の左欄に掲げる設備について、同表の右欄に掲げる基準を満たすものとし、不法侵入、破壊、盗視及び盗聴ができないように十分に配慮されていること。

項 目	構造基準
1 天井、壁、床	(1) 原則として、頑丈な不燃性の資材（厚さ 10 cm 以上の鉄筋コンクリート、厚さ 1.6 mm 以上の鋼板又は同等以上の強度を有すると確認されたもの）で堅固に建造する。※ 1 (2) 木造建物等の既存の建造物の一部を改修して建造する場合についても前号に準ずる。 (3) 当該施設の天井裏と他の施設の天井裏とが接続している場合は、その境界部を金網等の頑丈な不燃性の資材を用いて遮断する。 (4) 格納庫等のように、特に高い天井で、壁が天井まで届かないために代用天井が使用される場合は、天井と代用天井との間を金網で補強する。代用天井が設けられない場合は、壁を乗り越えて不法侵入ができないように、特別な措置を講じなければならない。
2 出入口	(1) 出入口は一箇所とする。ただし、通常の出入口では機材等の搬入・搬出ができない場合は、別途、搬入口を設けることができる。また、緊急の事態が発生した場合の脱出口が必要な場合は、内側からの開閉のみを可能とする措置を講じた非常口を設けることができる。 (2) 出入口扉の外側上部に照明装置（常夜灯）を取り付けるなど、出入口に接近する者を容易に監視できること。※ 1
3 扉	(1) 出入口、搬入口及び非常口の扉は、原則として鋼鉄製とする。ただし、木造建物等の既存の建造物の一部を改修して建造する場合は、堅固な木製で建造することができる。 (2) 両開きの場合は、扉の合せ目に定規ぶちを取り付ける。 (3) 覗き窓を必要とする場合は、ドアスコープを取り付け、内側からのみ覗くことができるものとする。

4 窓	(1) 原則として、無窓とする。ただし、窓を設置する場合は、必要最小限にとどめるものとし、窓には鉄格子（日本産業規格、鉄棒直径13mm以上、間隔10cm以下）を堅固に取り付けるものとする。 (2) 窓ガラスは、金網入りの不透明なものとするが、既に透明ガラスを用いている窓にあっては、塗料を塗るか、又は他の方法により不透明なものになるような措置を講ずる。
5 開口部	ダクト、通風調節装置、天窓、下水溝、トンネル等で、その大きさ、形状等から不法侵入、盗視又は盗聴のおそれがある場合は、その開口部の状態に応じ、金網を取り付けるか、又は前項第1号に規定する鉄格子を取り付ける。
6 錠	(1) 出入口は、三段式文字盤かぎ（交換数100の3乗以上）及びCP認定錠など対ピッキング性能などが優れている差し込み式かぎ等による二重施錠方式等とする。※1 (2) 出入口は、扉の非常開閉装置を取り付ける。 (3) 搬入口は、第1号に規定する方式又は内側からのみ解錠できる構造とする。 (4) 非常口は、外側から解錠できず、日常的な解錠を回避できる構造とする。
7 警報装置	(1) 出入口、搬入口及び非常口の扉の開閉又は室内への侵入を感知し、警報又は警鳴する自動の警報装置（停電時及び配線切断時においても警報できるもの）を取り付け、配線は容易に切断されることがないようにする。なお、警報装置は警備室等と直結し、停電時又は配線切断時にも機能すること。 (2) 出入口及び搬入口の外側に監視カメラを設置する。※1
8 境界	(1) 境界を管理する外柵は、外部から保全施設への不法侵入を防止し得るように基礎をコンクリートで固定し、高さ2m以上の金網等を用いて周囲を囲み、その上部には有刺鉄線、赤外線装置等を張りめぐらす。 (2) 境界管理に外柵を設置できない場合は、外柵を設置できない事情、秘密物件等の対象物の形状、大きさ、重量などの特性、秘密保全施設の特性を踏まえ、境界管理に求められる措置（立入制限の実施、警報装置の設置、警備体制の強化等）を講じる。

※ 設計時においては、当時の関係法令等に合致したものとする。

※1 本基準による確認に当たっては、過去に秘密保全施設として認められている場合又は令和8年4月1日現在において建築確認済等の理由により、構造又は使用の健康が困難な場合には、本基準を満たしているとみなす。

特別防衛秘密の取扱いに係る委託先の事業者秘密取扱適格性
等の確認実施要領

第 1 趣旨

この実施要領は、防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成 27 年防衛装備庁訓令第 25 号。以下「特別防秘庁訓令」という。）別記第 6 号様式「特別防衛秘密の保護に関する特約条項」第 9 条第 1 項、第 13 条及び第 15 条第 2 項並びに装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（防経装第 19072 号。26. 12. 24。以下「事務次官通達」という。）別添「装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン」第 8 項第 3 号の規定に基づく確認等に係る実施要領を定めるものとする。

第 2 用語の意義

この実施要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方防衛局調達部長等 北海道防衛局調達部長、北関東防衛局装備部長、南関東防衛局調達部長、近畿中部防衛局調達部長、中国四国防衛局調達部長、沖縄防衛局調達部長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、東北防衛局郡山防衛事務所長、北関東防衛局宇都宮防衛事務所長、近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所長、近畿中部防衛局東海防衛支局岐阜防衛事務所長及び中国四国防衛局玉野防衛事務所長をいう。
- (2) 防衛装備庁の契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則（平成 18 年防衛庁訓令第 108 号）第 2 条に規定する契約担当官等のうち、防衛装備庁の全ての契約担当官等をいう。
- (3) 防衛省本省の契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則第 2 条に規定する契約担当官等のうち、前号に規定する防衛装備庁の契約担当官等を除く、防衛省本省の全ての契約担当官等をいう。
- (4) 新設 特別防衛秘密（特定特別防衛秘密を含む。）に属する文書、図画又は物件を取り扱う施設（以下「秘密保全施設」という。）を新たに設置することをいう。
- (5) 変更 既存の秘密保全施設を改造し、拡張し、又は縮小することをいう。
- (6) 転用 既存の秘密保全施設を改造し、拡張し、又は縮小することなく、当該施設で取り扱う秘密の種類を変更することをいう。

- (7) 閉鎖区域 特別防衛秘密に属する物件等の形状又は材質等により、秘密保全施設では当該物件等の保管ができない場合に、当該物件等を保護するために期間を定めて設定する区域をいう。
- (8) 委託先 特別防秘庁訓令第24条の規定による委託の委託先をいう。
- (9) 共用 委託先の秘密保全施設及び閉鎖区域（以下「秘密保全施設等」という。）と防衛省本省の契約担当官等の契約に基づく秘密保全施設等とが同一である場合に、当該秘密保全施設等を共用することをいう。
- (10) 特約条項 特別防秘庁訓令別記第6号様式に定める「特別防衛秘密の保護に関する特約条項」をいう。
- (11) 秘密保全対策ガイドライン 事務次官通達の別添に定める「装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン」をいう。
- (12) 関係社員 特約条項第3条に規定する特別防衛秘密の取扱いの業務に従事する者をいう。
- (13) 特別防衛秘密 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。
- (14) 特定特別防衛秘密 特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）第15条第1項又は特別防秘庁訓令第14条第1項の規定により、防衛大臣又は防衛装備庁長官が特別の保護を要するものとして指定した特別防衛秘密をいう。
- (15) 装備品等秘密 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する装備品等秘密をいう。
- (16) 事業者秘密取扱適格性 特約条項第9条1項に規定する秘密保全規則等、特約条項第15条第2項に規定する保全教育の内容及び実施方法の確認並びに特約条項第13条に規定する秘密保全施設（必要な場合に限る。）の各審査基準を満たしていることをいう。

第3 関係社員名簿

1 関係社員名簿（秘密取扱適格性）の確認

- (1) 防衛装備庁の契約担当官等は、委託先から秘密保全対策ガイドライン第8項第3号に規定する関係社員名簿の提出があった場合は、別紙第1の付紙第1に定めるところにより、速やかにその内容を確認するものとする。

- (2) 前号に規定する関係社員名簿は、別紙様式第1号により、契約締結後1か月以内（着工の時期が1か月以内に到来するときは、着工の日まで）に当該委託先から提出させるものとする。
- (3) 前号に規定する関係社員名簿の提出に当たっては、当該委託先を管轄する地方防衛局調達部長等を経由させるものとする。
- (4) 防衛装備庁の契約担当官等は、第1号に規定する確認を行うに当たり、受領した関係社員名簿の写しを装備政策部装備保全管理課長（以下、「装備保全管理課長」という。）に送付し、装備保全管理課長はこれを確認するものとする。この場合において、装備保全管理課長は当該名簿の記載事項に関し、確認すべき事項がある場合は、委託先に改めて確認するものとする。
- (5) 防衛装備庁の契約担当官等は、第1号の規定に基づく確認の結果を別紙様式第2号により委託先に通知するものとする。この場合において、不相当と認めるときは、その理由を付記するものとする。
- (6) 委託先は、前号の通知において不相当とされたことをもって従業者に不利な取扱いを行ってはならないものとする。
- (7) 第1号において防衛装備庁の契約担当官等の確認を得た関係社員名簿は、当該契約の期間において有効とし、当該契約期間における別契約において、同一の従業者に係る確認が必要な場合は、当初の確認から5年間を上限に有効とする。

2 関係社員名簿の変更

- (1) 前項の規定は、既に防衛装備庁の契約担当官等の確認を受けた関係社員名簿の記載内容に変更があった場合に準用する。
- (2) 委託先又は防衛装備庁の契約担当官等により、関係社員としてふさわしくないと判断された社員については、防衛装備庁との契約（履行中の契約を含む。）から、当該関係社員としての指定を取り消すものとする。

第4 事業者秘密取扱適格性（秘密保全規則等並びに保全教育の内容及び実施要領）

1 秘密保全規則等並びに保全教育の内容及び実施方法の確認

- (1) 防衛装備庁の契約担当官等は、委託先から特約条項第9条第1項に規定する秘密保全規則等並びに特約条項第15条第2項に規定する保全教育の内容及び実施方法の確認の申請があった場合は、別紙第1の付紙第2、付紙第2-1及び付紙第3に定めるところにより、速やかにその内容を確認するものとする。
- (2) 前号に規定する秘密保全規則等並びに保全教育の内容及び実施

方法の確認に当たっては、別紙様式第3号により、契約締結後1か月以内（着工の時期が1か月以内に到来するときは、着工の日まで）に当該委託先から申請させるものとする。ただし、秘密保全規則等並びに保全教育の内容及び実施方法が既に防衛装備庁の契約担当官等の確認を受けたものであるときは、別紙様式第4号により届出させることで足りるものとする。

(3) 前号に規定する申請は、当該申請を行う委託先を管轄する地方防衛局調達部長等を経由させるものとし、契約締結前（委託先が参加を希望する入札公告又は公示等の後に限る。）に行うことを妨げないものとする。

(4) 前号の規定により経由を受けた地方防衛局調達部長等は、当該申請内容を確認の上、別紙様式第4の1号により防衛装備庁の契約担当官等に進達するものとする。

(5) 防衛装備庁の契約担当官等は、第1号に規定する確認を行うに当たり、装備政策部長に協力を求めるものとする。

(6) 防衛装備庁の契約担当官等は、第1号の規定に基づく確認の結果、当該秘密保全規則等は適当であると認めた場合は、別紙様式第5号により委託先に通知するものとする。

2 秘密保全規則等並びに保全教育の内容及び実施方法の変更

前項の規定は、委託先が既に防衛装備庁の契約担当官等の確認を受けた秘密保全規則等並びに保全教育の内容及び変更する場合に準用する。ただし、変更の理由が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、別紙様式第6号により委託先から届出させることで足りるものとする。

(1) 防衛省本省又は防衛装備庁の訓令、通達等の改正等による変更

(2) 委託先の事業所、部署、役職等の名称のみの変更（会社の合併等及び事業所の統合又は移転等を除く。）

(3) 特別防衛秘密の保護措置に影響を与えない変更

3 保全教育の実施状況の報告

委託先は、毎年4月末日までに、前年度における保全教育の実施状況及び当該年度における保全教育の計画について、別紙様式第7号により契約担当官等に報告するものとする。

第5 事業者秘密取扱適格性（秘密保全施設等）

1 秘密保全施設の新設又は変更

(1) 防衛装備庁の契約担当官等は、委託先から特約条項第13条に規定する秘密保全施設の新設又は変更に係る確認の申請があった場合は、第2項第1号ア又はイに定めるところにより、速やかに

その構造等を確認するものとする。

- (2) 前号に規定する秘密保全施設の構造等の確認に当たっては、当該秘密保全施設の図面等（秘密保全施設の位置、構造等を詳細に記載したもので、その他必要な付属書類を含む。以下同じ。）を添えて、別紙様式第3号（第4第1項第2号の申請と併せて申請する場合に限る。）又は別紙様式第8号により当該委託先から申請させるものとする。ただし、秘密保全施設が既に防衛装備庁の契約担当官等の確認を受けたものであるときは、別紙様式第4号により届出させることで足りるものとする。
- (3) 前号に規定する申請は、当該申請を行う委託先を管轄する地方防衛局調達部長等を経由させるものとし、契約締結前（委託先が参加を希望する入札公告又は公示等の後に限る。）に行うことを妨げないものとする。
- (4) 前各号の規定に関わらず、委託先が秘密保全施設の位置、構造等に変更を加えることなく、当該秘密保全施設において取り扱う特別防衛秘密に属する物件等（当該秘密保全施設において取り扱うことができる秘密区分（「機密」、「極秘」又は「秘」の別をいう。以下同じ。）と同等以下の秘密区分の物件等に限る。）又はその用途のみを変更する場合は、別紙様式第9号により届出させることで足りるものとする。
- (5) 特別防衛秘密に属する物件等を保護するための秘密保全施設において、当該秘密保全施設の位置、構造等に変更を加えることなく、秘密に指定された物件等を追加して取り扱う場合は、別紙様式第9号により届出させることで足りるものとする。

2 現地調査

- (1) 地方防衛局調達部長等は、前項第3号の規定により申請の経由を受けたときは、当該申請における秘密保全施設の構造等が次のア及びイに定める基準を満たしているかを確認するため、現地調査を行うものとする。
 - ア 保管容器及び保管庫は、防衛装備庁における秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について（装装制第53号。27. 10. 1）別紙第7及び別紙第8に規定する保管容器及び保管庫の構造基準を準用する。
 - イ アに規定する保管庫及び金庫室以外の秘密保全施設については、付紙に定めるところによる。
- (2) 前号の規定により現地調査を行ったときは、別紙様式第10号に定める秘密保全施設現地調査表を作成するものとする。
- (3) 地方防衛局調達部長等は、提供先から秘密保全施設の変更の申

請の経由を受けたときの現地調査は、変更が行われる前に実施するものとし、第1号に規定するほか、現況と変更の申請内容に矛盾がないか等を確認するものとする。この場合、地方防衛局調達部長等は、変更後の確認を毎月の保全検査時に行うものとする。

3 進達

地方防衛局調達部長等は、前項に規定する現地調査を行ったときは、第1項第2号に規定する申請及び図面等並びに前項第2号に規定する秘密保全施設現地調査表を添付して、別紙様式第4の1号（委託先が別紙様式第3号で申請した場合に限る。）又は別紙様式第11号により防衛装備庁の契約担当官等に進達するものとする。

4 保全検査官

地方防衛局調達部長等は、第2項に規定する現地調査を行うに当たっては、所属する職員（秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令（平成21年防衛省訓令第25号）第6条の規定により秘密を取り扱うことができる者に限る。）の中から保全検査官を指名して行わせることができるものとする。

5 解除

- (1) 防衛装備庁の契約担当官等は、委託先において秘密保全施設を保持する必要がなくなった場合は、別紙様式第12号により速やかに届出させるものとする。
- (2) 防衛装備庁の契約担当官等は、前号の規定により解除した秘密保全施設を再び使用する必要が生じた場合は、前各項の規定により改めて当該秘密保全施設の確認を行うものとする。

6 転用

- (1) 防衛装備庁の契約担当官等は、委託先が次のア又はイに掲げる事由により防衛装備庁の契約担当官等の確認を受けた秘密保全施設を転用する場合は、別紙様式第13号により届出させるものとする。
 - ア 「機密」を取り扱う秘密保全施設を「極秘」又は「秘」を取り扱う秘密保全施設に転用するとき。
 - イ 「極秘」を取り扱う秘密保全施設を「秘」を取り扱う秘密保全施設に転用するとき。
- (2) 防衛装備庁の契約担当官等は、委託先が次のアからウまでに掲げる事由により防衛装備庁の契約担当官等の確認を受けた秘密保全施設を転用する場合は、別紙様式第14号により当該委託先を管轄する地方防衛局調達部長等を経由して申請させ、第1項から第4項までの規定を準用し、当該秘密保全施設の構造等の確認を行うものとする。

ア 「秘」を取り扱う秘密保全施設を「機密」又は「極秘」を取り扱う秘密保全施設に転用するとき。

イ 「極秘」を取り扱う秘密保全施設を「機密」を取り扱う秘密保全施設に転用するとき。

ウ 装備品等秘密に指定された物件等を保護するための秘密保全施設を特別防衛秘密に属する物件等を保護するための秘密保全施設に転用するとき。

- (3) 前号の規定に関わらず、委託先が前号のア又はイに掲げる事由により防衛装備庁の契約担当官等の確認を受けた秘密保全施設を転用する場合であって、当該秘密保全施設に保管容器を設置していない場合は、別紙様式第 13 号により届出させることで足りるものとする。

7 閉鎖区域

- (1) 防衛装備庁の契約担当官等は、委託先が閉鎖区域を設定又は変更する場合は、別紙様式第 15 号により当該委託先を管轄する地方防衛局調達部長等を経由して申請させ、第 1 項から第 4 項までの規定を準用し、当該閉鎖区域の構造等を確認するものとする。
- (2) 前号の場合において、第 1 項から第 4 項までに規定する別紙様式（第 11 号を除く。）中、「秘密保全施設」とあるのは「閉鎖区域」に読み替えるものとする。
- (3) 防衛装備庁の契約担当官等は、委託先が閉鎖区域の位置、構造等に変更を加えることなく、当該閉鎖区域の設定期間のみを変更する場合は、別紙様式第 16 号により届出させるものとする。

8 共用

- (1) 地方防衛局調達部長等は、防衛装備庁の契約担当官等が確認した秘密保全施設等を防衛省本省の契約担当官等が共用しようとする場合は、別紙様式第 17 号により協議させ、これを了承する場合は、別紙様式第 18 号により当該防衛省本省の契約担当官等に回答するものとする。
- (2) 地方防衛局調達部長等は、前号の規定により共用を認めた秘密保全施設等の共用期間を防衛省本省の契約担当官等が変更しようとする場合は、速やか当該防衛省本省の契約担当官等から通知させるものとする。

9 通知

防衛装備庁の契約担当官等は、第 1 項第 1 号、第 6 項第 2 号又は第 7 項第 1 項の規定に基づき確認した結果、当該秘密保全施設等の構造等は適当であると認めた場合は、別紙様式第 5 号（委託先が別紙様式第 3 号で申請した場合に限る。）又は別紙様式第 19 号によ

り委託先に通知するものとする。

10 装備政策部長の協力

防衛装備庁の契約担当官等は、委託先の秘密保全施設等の確認を行うにあたり、これに協力するものとする。

第6 事業者秘密取扱適格性の取消

防衛装備庁の契約担当官等は、次の各号のいずれかに該当する事項を認めた場合は、その確認を取り消すものとし、履行中の契約がある場合は、特約条項第18条の規定に基づき、秘密の取扱いの業務を終了させることができるものとする。

- (1) 委託先が秘密を漏えいする等重大な保全事故を起こした場合
- (2) 委託先が申請した保全教育の内容等に虚偽事項があった場合
- (3) 委託先の保全教育が防衛装備庁の契約担当監等の確認を受けた保全教育の内容及び実施要領によらず不適切に行われている場合

第7 業務システムの利用等

- 1 この実施要領の規定により作成することとされている書類等（書類その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）の作成は、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、防衛装備庁行政文書管理細則について（装官総第5085号。令和4年3月31日）別紙第1章第4第1項第1号オに規定する業務システム（以下「業務システム」という。）により作成したものをいう。以下同じ。）の作成をもって、これに代えることができるものとする。この場合において、当該電磁的記録は当該書類等とみなす。
- 2 この通知の規定による書類等の提出は、当該書類等が電磁的記録をもって作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって、業務システムを活用するものをいう。次項において同じ。）により提出することができるものとする。
- 3 前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時点をもって、当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 第2項の規定により書類等の提出が電磁的方法で行われる場合であって、業務システムにおいてこの実施要領に定める様式に対応していないときは、業務システムにより作成する書類等の備考欄にこの実

施要領に定める様式番号等を記載することにより、この実施要領に定める様式とみなして使用することができる。

第 8 その他

契約担当官及び地方防衛局調達部長等は、この実施要領に定める事務及びこれに関連する事務を処理するに当たり、その他の必要な関係者とも相互に協力するものとする。

特別防衛秘密（特定特別防衛秘密を含む。）保護施設の構造基準

特別防衛秘密（特定特別防衛秘密を含む。）保護施設に必要な構造等は、次の表の左欄に掲げる設備について、同表の右欄に掲げる基準を満たすものとし、不法侵入、破壊、盗見及び盗聴ができないように十分に配慮されていること。

項 目	構造基準
1 天井、壁、床	(1) 構造は、厚さ10cm以上の鉄筋コンクリート造りとする。ただし、既存の建造物を改修する場合でこれにより難い場合は、次による。 ア 補強コンクリートブロックの場合 厚さ15cm以上とし、中空部には全てコンクリートを充填し、かつ、直径9mm以上の鉄筋を縦40cm以下、横20cm以下の間隔で配筋する。 イ 鋼板の場合 厚さ3.2mm以上とする。室内外の両面に設置する場合は、各々1.6mm以上とする。 ウ その他の不燃性資材を使用する場合 鉄筋コンクリート造りと同等以上の強度を有すること。（資材メーカー等による強度試験結果等を添付すること。） (2) 天井が建築構造上、やむを得ず、前号の規定を満たすことができない場合は、天井に金網を張る、侵入警報装置を設ける等、前号と同等の保全性を確保しなければならない。
2 出入口	(1) 出入口は一箇所とする。ただし、通常の出入口では機材等の搬入・搬出ができない場合は、別途、搬入入口を設けることができる。また、緊急の事態が発生した場合の脱出口が必要な場合は、内側からの開閉のみを可能とする措置を講じた非常口を設けることができる。 (2) 出入口扉の外側上部に照明装置（常夜灯）を取り付けるなど、出入口に接近する者を容易に監視できること。※1

3 扉	(1) 鋼鉄製とし、厚さ 3. 2 mm 以上（フラッシュ扉の場合は各々 1. 6 mm 以上）とする。 (2) 丁番は、内側埋込式を使用する。 (3) 丁番が切断された場合でも開放を防止できる構造とする。 (4) 両開きの場合は、扉の合せ目に定規ぶちを取り付ける。 (5) 覗き窓を必要とする場合は、ドアスコープを取り付け、内側からのみ覗くことができるものとする。
4 窓	(1) 原則として、無窓とする。ただし、窓を設置する場合は、必要最小限にとどめるものとし、窓には鉄格子（日本産業規格、鉄棒直径 1 3 mm 以上、間隔 1 0 c m 以下）を堅固に取り付けるものとする。 (2) 窓ガラスは、金網入りの不透明なものとするが、既に透明ガラスを用いている窓にあっては、塗料を塗るか、又は他の方法により不透明なものになるような措置を講ずる。
5 開口部	ダクト、通風調節装置、天窓、下水溝、トンネル等で、その大きさ、形状等から不法侵入、盗視又は盗聴のおそれがある場合は、直径 1 3 mm 以上の鉄筋を縦及び横に 1 0 c m 以下の間隔で取り付け、かつ、交叉部はすべて溶接する等、盗視等の侵害に対応し得る適切な措置を講ずるものとする。
6 錠	(1) 出入口は、三段式文字盤かぎ（交換数 1 0 0 の 3 乗以上）及び C P 認定錠など対ピッキング性能などが優れた差し込み式かぎ等による二重施錠方式等とする。※ 1 (2) 出入口は、扉の非常開閉装置を取り付ける。 (3) 搬入口は、第 1 号に規定する方式又は秘密保全施設の内側からのみ解錠できる構造とする。 (4) 非常口は、外側から解錠できず、日常的な解錠を回避できる構造とする。
7 警報装置	(1) 非常時に備え、警備室等外部と通信又は通報ができる機器を取り付ける。 (2) 扉の開閉を感知し、警報又は警鳴する自動の警報装置を取り付け、配線は容易に切断されることがないようにする。 (3) 室内への侵入を感知し、警報又は警鳴する自動の警報装置を取り付け、配線は容易に切断されることがないようにする。※ 1 (4) 前 2 号に規定する警報装置は警備室等と直結し、停電時又は配線切断時にも機能すること。

	(5) 出入口及び搬入口の外側に監視カメラを設置する。※1 (6) 秘密保全施設内に間仕切りをした場合は、間仕切りをした部屋ごとに第1号及び第3号の警報装置を設置する。
8 境界	(1) 境界を管理する外柵は、外部から保全施設への不法侵入を防止し得るように基礎をコンクリートで固定し、高さ2 m以上の金網等を用いて周囲を囲み、その上部には有刺鉄線、赤外線装置等を張りめぐらす。 (2) 境界管理に外柵を設置できない場合は、外柵を設置できない事情、秘密物件等の対象物の形状、大きさ、重量などの特性、秘密保全施設の特性を踏まえ、境界管理措置に求められる措置（立入制限の設置、警報装置の設置、警備体制等の強化等）を講じる。

※ 設計時においては、当時の関係法令等に合致したものとする。

※1 本基準による確認に当たっては、過去に秘密保全施設として認められている場合又は令和8年4月1日現在において建築確認済等の理由により、構造又は仕様の変更が困難な場合には、本基準を満たしているとみなす。

特定秘密の取扱いに係る事業者の適合性の審査実施要領

第 1 趣旨

この実施要領は、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成 27 年防衛装備庁訓令第 27 号。以下「特定秘庁訓令」という。）第 36 条第 3 項の規定に基づき、防衛装備庁において物件の製造又は役務の提供を業とする者（以下「事業者」という。）が特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 5 条第 4 項に規定する基準に適合しているか否かの審査（以下単に「審査」という。）を実施するための要領を定めるものとする。

第 2 定義

この実施要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査基準 防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令第 36 条第 1 項に規定する審査基準及び第 37 条第 2 項に規定する特約条項について（装装制第 54 号。27. 10. 1。以下「審査基準通達」という。）付紙第 1 に定める「事業者の適合性の審査基準」をいう。
- (2) 秘密保全対策ガイドライン 装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（防経装第 19072 号。26. 12. 24）の別添に定める「装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン」をいう。
- (3) 地方防衛局調達部長等 北海道防衛局調達部長、北関東防衛局装備部長、南関東防衛局調達部長、近畿中部防衛局調達部長、中国四国防衛局調達部長、沖縄防衛局調達部長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、東北防衛局郡山防衛事務所長、北関東防衛局宇都宮防衛事務所長、近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所長、近畿中部防衛局東海防衛支局岐阜防衛事務所長及び中国四国防衛局玉野防衛事務所長をいう。
- (4) 特約条項 審査基準通達付紙第 2 に定める「特定秘密の保護に関する特約条項」をいう。
- (5) 特定秘密 特定秘密の保護に関する法律第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。
- (6) 装備品等秘密 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和 5 年法律第 54 号。以下

「法」という。)第27条第1項に規定する装備品等秘密をいう。

(7) 特別防衛秘密 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。

(8) 特定特別防衛秘密 特別防衛秘密の保護に関する訓令(平成19年防衛省訓令第38号)第15条第1項又は防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓令第25号)第14条第1項の規定により、防衛大臣又は防衛装備庁長官が特別の保護を要するものとして指定した特別防衛秘密をいう。

第3 細部審査基準

事業者が特定秘密を適切に保護するために講じなければならない措置は次の各項に掲げるとおりとし、当該措置により特定秘密が適切に保護されると認められるかを審査するに当たっての細部基準は当該各項に定めるとおりとする。

1 秘密保全規則等

事業者は、特定秘密の保護に関する規則を定めるものとし、当該規則に規定する事項は、付紙第1に定めるところによるものとする。このほか、秘密保全対策ガイドラインに定めるところによる秘密保全実施要領を作成するものとし、その事項は第1-1に定めるところによるものとする。

2 業務管理者

事業者は、特定秘密の保護に関する業務を総括的に管理する者(以下「業務管理者」という。)を指名するものとし、当該業務管理者に必要な条件は、付紙第2に定めるところによるものとする。

3 保全教育

事業者は、特定秘密を取り扱う者が特定秘密の保護に必要な知識を習得するための教育(以下「保全教育」という。)を実施するものとし、当該保全教育において必要な内容は、付紙第3に定めるところによるものとする。

4 秘密保全施設

事業者は、特定秘密の保護のために必要な施設設備(以下「秘密保全施設」という。)を設定するものとし、当該秘密保全施設に必要な構造等は、付紙第4によるものとする。

第4 審査の申込み

特定秘密管理者（特定秘庁訓令第3条に規定する特定秘密管理者をいう。以下同じ。）は、事業者から審査の申込みがあった場合は、当該審査に必要な書面を添えて、別紙様式第21号により当該事業者から装備政策部長宛てに申請させるものとする。

第5 審査

- 1 装備政策部装備保全管理課長（以下「装備保全管理課長」という。）は、第4第1項に規定する申請があった場合は、第3に規定する細部審査基準に基づき審査を行うものとする。
- 2 装備保全管理課長は、前項に規定する審査において、当該事業者の秘密保全施設については現地調査を実施するものとし、当該事業者を管轄する地方防衛局調達部長等宛てに当該調査を依頼するものとする。ただし、当該秘密保全施設が既に防衛装備庁の契約担当官等の確認を受けている場合で、当該秘密保全施設の構造及び機能を確認できる図面等の提出を受け、第3第4項に規定する構造基準を満たすことが確認できたときは、現地調査を省略することができるものとする。
- 3 地方防衛局調達部長等は、前項に規定する秘密保全施設の現地調査を行ったときは、別紙様式第22号に定める秘密保全施設現地調査表を作成するものとする。

第6 審査結果の報告及び通知

- 1 装備政策部長は、第5の規定に基づき装備保全管理課長に行わせた審査の結果を別紙様式第23号により申請を行った事業者に通知するものとする。
- 2 前項のほか、装備政策部長は、当該審査の結果を防衛装備庁長官へ報告するものとする。

第7 適合性を認められた事項の一部内容の変更

- 1 特定秘密管理者は、適合性を認められた事業者（以下「適合事業者」という。）においてその秘密保全規則（秘密保全実施要領を含む。以下同じ。）、業務管理者、保全教育の内容又は秘密保全施設の状況に変更がある場合は、別紙様式第24号により当該適合事業者에게適合性を認められた事項の変更に係る申請を行わせ、改めてその適合性について審査するものとする。
- 2 前項に規定する審査等は、第4から第6までの規定を準用するものとする。
- 3 第1項のうち、秘密保全規則及び保全教育の内容の変更について

は、当該変更理由が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、別紙様式第25号により届出させることで足りるものとする。

(1) 防衛省本省又は防衛装備庁の訓令、通達等の改正等に伴う変更

(2) 事業所、部署、役職等の名称のみの変更（会社の合併等及び事業所の統合又は移転等を除く。第4項について同じ。）

(3) 特定秘密の保護措置に影響を与えない変更

4 第1項のうち、業務管理者の変更については、当該変更理由が事業所、部署、役職等の名称のみの変更の場合は、別紙様式第25号により届出させることで足りるものとする。

5 第1項のうち、秘密保全施設の変更等については、当該変更理由が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、別紙様式第25号により届出させることで足りるものとする。

(1) 当該秘密保全施設の位置、構造等に変更を加えることなく、当該秘密保全施設において取り扱う特定秘密の物件等又はその用途のみを変更する場合

(2) 当該秘密保全施設を解除する場合であって、当該解除する秘密保全施設のほかにも特定秘密を保護するための秘密保全施設を有する場合

第8 審査結果の記録

装備保全管理官は、事業者の適合性の認定状況を明らかにするため、第5及び第7第1項の規定に基づく審査結果を別紙様式第26号に定める適合事業者管理台帳に記録するものとする。

第9 事業者からの報告

1 特定秘密管理者は、適合事業者が前年度1年間に特定秘密の保護に関して講じた措置の内容について、毎年4月末日までに関係する書面を添えて、別紙様式第27号により装備政策部長に報告させるものとする。

2 装備保全管理課長は、前項の規定により報告された内容について、第3の細部審査基準に基づき適合性の確認を行い、その結果を適合事業者管理台帳に記録するものとする。

第10 適合事業者の取消

1 装備政策部長は、第7第1項の規定に基づく審査の結果、第9第1項の規定に基づく適合事業者からの報告の内容又はその他の理由により、当該適合事業者の適合性が認められなくなった場合は、防衛装備庁長官に報告の上、当該事業者の適合性を取り消すことがで

きるものとする。

- 2 装備政策部長は、前項の規定により事業者の適合性の取消しを行った場合は、別紙様式第28号により当該事業者に通知するものとする。
- 3 装備保全管理課長は、第1項の規定により事業者の適合性が取り消された場合は、適合事業者管理台帳にその旨を記録するものとする。

第11 業務システムの利用等

- 1 この実施要領の規定により作成することとされている書類等（書類その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）の作成は、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、防衛装備庁行政文書管理細則について（装官総第5085号。令和4年3月31日）別紙第1章第4第1項第1号オに規定する業務システム（以下「業務システム」という。）により作成したものをいう。以下同じ。）の作成をもって、これに代えることができるものとする。この場合において、当該電磁的記録は当該書類等とみなす。
- 2 この通知の規定による書類等の提出は、当該書類等が電磁的記録をもって作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって、業務システムを活用するものをいう。次項において同じ。）により提出することができるものとする。
- 3 前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時点をもって、当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 第2項の規定により書類等の提出が電磁的方法で行われる場合であって、業務システムにおいてこの実施要領に定める様式に対応していないときは、業務システムにより作成する書類等の備考欄にこの実施要領に定める様式番号等を記載することにより、この実施要領に定める様式とみなして使用することができる。

第12 その他

特定秘密管理者及び地方防衛局調達部長等は、この実施要領に定める事務及びこれに関連する事務を処理するに当たり、その他の必要な関係者とも相互に協力するものとする。

秘密保全規則の細部審査基準

秘密保全規則に規定する内容は、次の表の左欄に掲げる事項について、それぞれ同表の右欄に掲げる項目のとおりとし、これらの規定が防衛装備庁長官の定める関連規則と同等以上の内容となっていること。

事 項	項 目
1 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名基準及び指名手続並びにこれを補助する者の指名基準、指名手続及び職務内容	(1) 業務管理者の指名基準【契約代理人、事業本部長又は工場長並びにこれらの者と同等の者】 (2) 業務管理者の変更の承認手続 (3) 業務管理者を補助する者の指名基準【役職等】及び指名の手続 (4) 秘密保全組織の職務区分に応じた業務内容
2 代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下「従業者」という。）に対する特定秘密の保護に関する教育の実施内容及び方法	(1) 保全教育の年間計画の作成 (2) 新たに特定秘密の取扱いの業務に従事させる従業者に対して、当該特定秘密の取扱いの業務を行う前の保全教育の実施 (3) 特定秘密の取扱いの業務に従事しないが、防衛装備庁が教育を受講することを求める従業者及び秘密保全施設への立入者に対する教育の実施 (4) 保全教育の内容の変更の承認手続
3 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置に係る手続	(1) 秘密保全施設の設置（新設、変更、解除）の承認手続 (2) 秘密保全施設の表示 (3) 特定秘密文書等の保管（保管容器を含む。）及び管理 (4) 秘密保全施設の維持管理
4 特定秘密の取扱いの業務を行う	(1) 関係社員の指名基準

従業者（以下「関係社員」という。）の範囲の決定基準及び決定 手続	(2) 関係社員の指名又は解除の手続 (3) 関係社員の名簿の作成及び管理 (4) 特約条項に基づく関係社員の報告 (5) 関係社員を証明する適格証の交付及び管理 (6) 特約条項に基づく関係社員の継続的な状況の把握
5 特定秘密を取り扱う場所への立 入り及び機器の持込みの制限に係 る手続及び方法	(1) 秘密保全施設の立入者の制限 (2) 秘密保全施設の立入者の記録 (3) 秘密保全施設の立入者の保護措置 ア 立入者の立入区分による識別 イ 関係社員による立会及び監視 ウ 特定秘密の情報等への接近の制限 (4) 秘密保全施設における機器の保護措置 ア 機器の持込み制限の表示 イ 機器の持込み、持出等の承認手続 ウ 機器の持込み、持出等の記録 エ 機器の台帳管理
6 特定秘密を取り扱うために使用 する電子計算機の使用の制限に係 る手続及び方法	(1) 電子計算機の機能の制限（秘密保全施設の外部へのアクセスができな いネットワーク構成、機能等） (2) 電子計算機の利用者の登録及びアクセス制限 (3) 電子計算機及び可搬記憶媒体の利用の記録 (4) 電子計算機等の物理的な保護 (5) 電子計算機の通信及び運用管理 (6) 電子計算機の破棄又は修理に係る承認の手続

7 特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い（右欄において「作成等」という。）の方法の制限に係る手続及び方法	(1) 特定秘密文書等の作成等に係る承認手続 (2) 特定秘密の表示（有効期間の満了、有効期間の延長又は指定が解除されたときの表示も含む。） (3) 特定秘密文書等の保有、有効期間の満了、有効期間の延長又は指定が解除されたときの関係社員への周知 (4) 特定秘密文書等の作成等に係る保護措置 (5) 特定秘密文書等の作成等に係る記録 (6) 特定秘密管理者に対する特定秘密文書等の作成等の報告 (7) 下請負先への交付又は伝達の承認手続
8 特定秘密の伝達の方法の制限に係る手続及び方法	(1) 特定秘密の伝達の承認手続 (2) 特定秘密の伝達の方法及び保護措置 (3) 特定秘密の伝達の記録
9 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施手続及び方法	(1) 特定秘密の取扱い状況及び特定秘密文書等の保管状況について毎月 1 回以上の検査の実施及びその記録 (2) 特定秘密管理者に対する前項の検査の報告 (3) 特定秘密管理者の定期及び臨時の検査の受検 (4) 保全責任者の引継ぎの実施及びその記録
10 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するために他に適当な手段が無いと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定	(1) 緊急時の特定秘密文書等の廃棄の承認手続及び廃棄方法 (2) 特定秘密文書等を廃棄した場合の防衛装備庁長官への報告 (3) 部内外への緊急時の連絡体制の維持

秘密文書等の廃棄に係る手続	
1 1 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生防止その他の措置に係る手続及び方法	(1) 事故（その疑い又はおそれも含む。）が発生した場合の特定秘密の保護措置の実施及び業務管理者への報告 (2) 事故が発生した場合の特定秘密管理者への報告 (3) 事故の原因等に係る調査の実施 (4) 特定秘密管理者への調査結果の報告 (5) 事故が発生した場合の部内外への緊急連絡体制の維持
1 2 その他の事項	(1) 秘密保全規則、業務管理者、保全教育の内容又は秘密保全施設の状況に変更がある場合は、事業者の審査を実施した者に承認を得る手続 (2) 特定秘密の保護措置の内容について、事業者の審査を実施した者が指示する時期に報告 (3) 特定資料等の閲覧その他の取扱いに関する記録の保存 (4) 共通事項

秘密保全実施要領の確認基準

秘密保全実施要領に規定する内容は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる項目のとおりとし、これらの規定が秘密保全対策ガイドライン（※）及びその関連規定と同等以上の内容となっていること。

事 項	項 目
1 目的及び考え方	目的及び考え方
2 用語の定義	(1) 情報システム (2) パソコン (3) 可搬記憶媒体 (4) 携帯型記録機器 (5) 携帯型情報通信機器 (6) 特定資料及び特定物件 (7) 関係社員 (8) 第三者 (9) 秘密保全施設
3 適用範囲	(1) 対象の業務 (2) 対象となる者 (3) 情報システムの使用の有無 (4) 装備庁との協議
4 秘密保全規則等の取扱い	(1) 秘密保全実施要領の作成及び確認 (2) 秘密保全規則等の社内の承認者

	(3) 関係社員への周知
5 第三者への開示	第三者開示の除外
6 組織のセキュリティ	(1) 保全組織の設置 (2) 関係社員以外の秘密の接触及び提供要求の禁止 (3) 総括者の設置 (4) 関係社員の責任分担及び役割 (5) 秘密保全規則等の定期的な見直し
7 特定資料又は特定物件の分類及び管理	(1) 関係簿冊の作成・管理 (2) 関係社員の権限、義務、教育、監督等
8 人的セキュリティ	(1) 関係社員の指定の範囲 (2) 関係社員としてふさわしくない者 (3) 関係社員名簿の作成及び確認 (4) 不利益扱いの禁止 (5) 関係社員名簿の目的外利用 (6) 適性評価 (7) 懲戒手続及び同意書 (8) 関係社員等への教育訓練の実施方法及び実施内容
9 秘密漏えい等の事故発生時の対応	(1) 事故発生時の報告 (2) 報告要領の作成 (3) 事故発生時の対処等 (4) 対処訓練の実施
10 物理的及び環境的セキュリティ	(1) 秘密保全施設への立入制限

イ	(2) 保全外部区域の設定及び措置 (3) 秘密保全施設の入退室管理 (4) 情報システム実装計画の作成 (5) 秘密保全施設へのパソコン等の持出し禁止 (6) 無線LANの使用禁止 (7) 秘密保全施設内のパソコン等の管理 (8) 秘密保全施設へのパソコン等の持込み禁止 (9) 秘密を取り扱ったパソコン等の処分及び修理
1 1 通信及び運用管理	(1) 操作手順書の作成 (2) パソコン等のウイルス対策 (3) 必要の無いソフトウェアのインストール禁止 (4) 秘密保全施設外のネットワーク禁止 (5) システムメンテナンス計画の作成 (6) システムメンテナンスの立会 (7) メンテナンス実施の記録 (8) システムメンテナンスの外部委託の禁止 (9) 秘密等の電子情報の可搬記憶媒体以外への保存の禁止 (10) 可搬記憶媒体の管理手順の作成と周知
1 2 アクセス制御	(1) アクセス制御方針の作成 (2) 適切なアクセス権の付与と定期的な見直し (3) 関係社員のアクセス権の厳格な管理 (4) 関係社員の役割に応じたアクセス権の管理 (5) 利用者毎のID及びパスワードの付与 (6) 情報システムの使用状況の記録

	(7) パソコンの識別及び利用者の認証の実施
1 3 検証・改善	(1) 秘密保全規則等の不断の検証及びリスク査定 (2) 検証の記録
1 4 検査及び調査の受入れ	(1) 保全状況の点検及び官側の検査 (2) 官側の必要な指示 (3) 契約履行後の検査及び調査の受入れ

※ 装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（防経装第19072号。26.12.24）
別添

業務管理者の細部審査基準

業務管理者として指名される者が、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に掲げる基準を満たしていること。

項 目	基 準
1 特定秘密の保護に関する業務を適切に行うために必要な知識を有すること。	次のいずれかを満たす者であること。 (1) 当該者が、過去に防衛省又は防衛装備庁の契約担当官等との契約において秘密、特定秘密、特別防衛秘密又は防衛秘密を取り扱ったことがあり、かつ、これらに係る保全教育を受けていること。 (2) これまで秘密を取り扱ったことがない場合、速やかに防衛装備庁が行う教育を速やかに受講することとしていること。
2 防衛装備庁との契約の履行に関する事務を統括し、当該事業者における特定秘密の保護に関する業務の管理につき職責を全うできること。	契約代理人、事業本部長又は工場長並びにこれらの者と同等の者であること。

保全教育の細部審査基準

事業者の関係社員が特定秘密に関する法令等の内容、特定秘密文書等の取扱いの手続きその他特定秘密の保護に必要な措置に関する知識を的確に習得できる保全教育の内容となっていること。

項 目	基 準
1 毎年定期的に保全教育を行う人的・物的体制を整備している又はこれらを整備することができると認められること。	(1) 事業者には保全教育に関する業務を担当する部署があること。 (2) 保全教育の年間計画（時期、実施項目、場所、教育対象者、教育実施者）が作成されていること。 (3) 保全教育で使用する第2項の規定による教育項目が含まれた保全教育用のテキストが作成されていること。
2 従業者が、特定秘密の制度に関する法令内容、特定秘密文書等の取扱いの手続きその他特定秘密の保護上必要な措置に関する知識を的確に習得できること。	次の項目について、特定秘密の取扱いの業務を行う従業者が少なくとも年1回受講すること。 (1) 特定秘密の制度に関する関係法令、規則の内容 (2) 保全教育の意義、重要性 (3) 秘密の漏えい等に係る罰則、懲戒処分、違約金条項等 (4) 事業者が規定した秘密保全規則の内容 ア 業務管理者及び関係社員の役割及び責任 イ 特定秘密の指定、周知等に関すること ウ 特定秘密文書等の作成、接受、保管、送達、閲覧等に関すること エ 秘密保全施設の管理、立入制限等に関すること オ 機器等の持込みの制限等に関すること カ 電子計算機等の使用、管理等に関すること キ 保全検査に関すること

	ク 非常事態発生時の対処要領（緊急時の連絡体制） (5) 秘密保全対策ガイドラインに規定する教育 ア 秘密保全の重要性、意義（秘密保全意識の涵養を含む。） イ 「need to know の原則」の確実な履行 ウ 保全に関する社内規則の確実な履行 エ 隙のない勤務と私生活における慎重な行動 オ 悪意のあるソフトウェアへの感染を防止するための対策及び感染した場合の対処手順
3 教育を実施する者が特定秘密の保護について専門知識を有する者であること。	教育を実施する者が、過去に防衛省本省又は防衛装備庁との契約担当官等との契約において秘密、特定秘密、特別防衛秘密又は防衛秘密を取扱ったことがあり、かつ、これらに係る保全教育を受けていること、若しくは、これまで秘密等を取り扱ったことはないが、今後速やかに保全教育を受けることとしており、前記と同等の教育を実施できると認められる者であること。

秘密保全施設の細部審査基準

秘密保全施設が、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に掲げる基準を満たしていること。

項 目	基 準
1 特定秘密文書等を適切に保管するための機能及び構造を有していること。	保管容器が、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令の運用について（装装制第52号。27.10.1）付紙第2に規定する保管容器に関する基準と同等以上の機能及び構造であること。
2 従業者以外の者による施設への立入りを有効に制限する機能及び構造を有していること。	属紙「特定秘密保護施設の構造基準」に定める基準と同等以上の機能及び構造を有していること。
3 特定秘密に係る物件等への不正な接近を有効に探知する機能及び構造を有していること。	
4 その他特定秘密の保護上必要な機能及び構造を具備していること。	

特定秘密保護施設の構造基準

特定秘密保護施設に必要な構造等は、次の表の左欄に掲げる設備について、同表の右欄に掲げる基準を満たすものとし、不法侵入、破壊、盗見及び盗聴ができないように十分に配慮されていること。特定秘密物件等の形状又は材質等により、右欄に掲げる基準が満たせない場合は、保全に必要な同等以上の保護措置を講ずること。

項 目	構造基準
1 天井、壁、床	(1) 原則として、頑丈な不燃性の資材（厚さ 10 c m 以上の鉄筋コンクリート、厚さ 1 . 6 m m 以上の鋼板又は同等の強度を有すると確認されたもの）で堅固に建造する。※ 1 (2) 既存の木造建物などの場合又は既存の建造物の一部を利用して造る場合についても前号に準ずる。 (3) 当該施設の天井裏と他の施設の天井裏とが接続している場合には、その境界部を金網等の頑丈な不燃性の資材を用いて遮断する。 (4) 格納庫等のように、特に高い天井で、壁が天井まで届かないために代用天井が使用される場合は、天井と代用天井との間を金網で補強する。代用天井が設けられない場合は、壁を乗り越えて不法侵入ができないように、特別な措置を講じなければならない。
2 出入口	(1) 出入口は一箇所とする。ただし、通常の出入口では機材等の搬入・搬出ができない場合は、別途、搬入口を設けることができる。また、緊急の事態が発生した場合の脱出口が必要な場合は、非常口を設けることができる。 (2) 出入口扉の外側上部に照明装置（常夜灯）を取り付けるなど、出入口に接近する者を容易に監視できること。※ 1
3 扉	(1) 出入口、搬入口及び非常口の扉は、原則として鋼鉄製とするが、既存の木造建物等又

	は既存の建造物の一部を利用して造る出入口及び非常口の扉は、堅固な木製で建造することができる。 (2) 両開きの場合は、扉の合せ目に定規ぶちを取り付ける。 (3) 鋼鉄製の扉に覗き窓を必要とする場合には、ドアスコープを取り付けて、内側からのみ覗くことができるものとする。
4 窓	(1) 原則として、無窓とする。ただし、窓を設置する場合には必要最小限にとどめるものとし、窓には鉄格子（日本産業規格、鉄棒直径 13mm 以上、間隔 10cm 以下）を堅固に取り付けるものとする。 (2) 窓ガラスは、金網入り不透明なものとするが、既に透明ガラスを用いている窓にあつては、塗料を塗るか、又は他の方法により不透明なものになるよう措置を講ずる。
5 開口部	ダクト、通風調節装置、天窓、下水溝、トンネル等で、大きさ、形状から不法侵入、盗見又は盗聴のおそれがある場合には、その開口部の状態に応じて、金網を取り付けるか、又は前項第 1 号に規定する鉄格子とする。
6 錠	(1) 出入口は、三段式文字盤かぎ（交換数 100 の 3 乗以上）及び CP 認定錠など対ピッキング性能などが優れている差し込み式かぎ等による二重施錠方式等とする。※ 1 (2) 出入口は、扉の非常開閉装置を取り付ける。 (3) 搬入口は、第 1 号に規定する方式又は内側からのみ解錠できる構造とする。 (4) 非常口は、外側から解錠できず、日常的な解錠を回避できる構造とする。
7 警報装置	(1) 扉の開閉又は室内への侵入を感知し、警報又は警鳴する自動の警報装置を取り付ける。 (2) 出入口及び搬入口に監視カメラを取り付ける。 (3) 警報装置の配線は容易に切断されることがないようにする。なお、警報装置は警備室などと直結し、停電時又は配線切断時にも機能すること。

8 境界	(1) 境界を管理する外柵は、外部から保全施設への不法侵入を防止し得るように基礎をコンクリートで固定し、高さ2 m以上の強度の金網等を用いて周囲を囲み、その上部には有刺鉄線、赤外線装置等を張りめぐらす。 (2) 境界管理に外柵を設置できない場合は、外柵を設置できない事情、秘密物件等の対象物の形状、大きさ、重量などの特性、秘密保全施設の特性を踏まえ、境界管理に求められる措置（立入制限の実施、警報装置の設置、警備体制の強化等）を講じる。
------	--

※ 設計時においては、当時の関係法令等に合致したものとする。

※1 本基準による確認に当たっては、過去に秘密保全施設として認められている場合又は令和8年4月1日現在において建築確認済等の理由により、構造又は仕様の変更が困難な場合は、本基準を満たしているとみなす。

委託先に対する秘密保全検査実施要領

第 1 趣旨

この実施要領は、秘密保全特約（装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和 6 年防衛省訓令第 10 号。以下「装備品等秘密訓令」という。）別記第 2 号様式に定める「装備品等秘密の保全に関する特約条項」、防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成 27 年防衛装備庁訓令第 25 号。以下「特別防秘庁訓令」という。）別記第 6 号様式に定める「特別防衛秘密の保護に関する特約条項」及び防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令第 36 条第 1 項に規定する審査基準及び第 37 条第 2 項に規定する特約条項について（装装制第 54 号。27. 10. 1）付紙第 2 に定める「特定秘密の保護に関する特約条項」をいう。以下同じ。）の規定に基づき、装備品等秘密（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和 5 年法律第 54 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項に規定する装備品等秘密をいう。以下同じ。）、特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和 29 年法律第 166 号）第 1 条第 3 項に規定する特別防衛秘密をいう。以下同じ。）又は特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の取扱いに係る物件の製造又は役務の提供等の契約を締結した者（以下「委託先」という。）に対する装備品等秘密の保全状況の検査、特別防衛秘密の保護の状況の検査又は特定秘密の取扱いの状況の検査（以下「保全検査」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この実施要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約締結者 装備品等秘密訓令第 2 条第 2 号に規定する契約締結者のうち、防衛装備庁の全ての契約締結者をいう。
- (2) 契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則（平成 18 年防衛庁訓令第 108 号）第 2 条に規定する契約担当官等のうち、防衛装備庁の全ての契約担当官等をいう。
- (3) 装備政策部長等 防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成 27 年防衛装備庁訓令第 26 号）第 2 条第 2 項に規定する

装備政策部長等をいう。

- (4) 地方防衛局調達部長等 北海道防衛局調達部長、北関東防衛局装備部長、南関東防衛局調達部長、近畿中部防衛局調達部長、中国四国防衛局調達部長、沖縄防衛局調達部長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長及び玉野防衛事務所長をいう。
- (5) 総括者 委託先の装備品等秘密又は特別防衛秘密の管理全般に係る総括的な責任者若しくは特定秘密の保護に関する業務を管理する者をいう。
- (6) 特定特別防衛秘密 特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）第15条第1項又は特別防秘庁訓令第14条第1項の規定により、防衛大臣又は防衛装備庁長官が特別の保護を要するものとして指定した特別防衛秘密をいう。

第3 保全検査

- 1 契約締結者等（契約締結者及び契約担当官等をいう。以下同じ）は、秘密保全特約に基づき、毎月1回以上、実地により保全検査を行うものとする。
- 2 契約締結者等は、前項に規定する保全検査を当該契約の委託先を管轄する地方防衛局調達部長等に依頼することができるものとする。
- 3 契約締結者等又は前項に規定する地方防衛局調達部長等（以下「保全検査者」という。）は、やむを得ない理由により第1項に規定する保全検査が実施できない場合は、委託先の総括者に当該月の保全検査を行わせることができるものとする。

第4 保全検査官

- 1 保全検査者は、次の各号に定めるところにより、所属する職員の中から保全検査官を指名し、第3に規定する保全検査を行わせることができるものとする。
 - (1) 装備品等秘密 契約締結者が保全検査官を指名する場合は、秘庁訓令第6条の規定により関係職員に指定された者の中から指名する。地方防衛局調達部長等が保全検査官を指名する場合は、秘密保全に関する訓令第6条の規定により関係職員に指定された者の中から指名する。
 - (2) 特別防衛秘密 契約担当官等が保全検査官を指名する場合は、特別防秘庁訓令第6条の規定により関係職員に指定された者の中から指名する。地方防衛局調達部長等が保全検査官を指名する場

合は、特別防衛秘密の保護に関する訓令第6条の規定により関係職員に指定された者の中から指名する。

(3) 特定特別防衛秘密 契約担当官等が保全検査官を指名する場合は、特別防秘庁訓令第6条の規定により関係職員に指定され、かつ、当該特定特別防衛秘密を取り扱うこととされた者の中から指名する。地方防衛局調達部長等が保全検査官を指名する場合は、特別防衛秘密の保護に関する訓令第6条の規定により関係職員に指定され、かつ、当該特定特別防衛秘密を取り扱うこととされた者の中から指名する。

(4) 特定秘密 契約担当官等が保全検査官を指名する場合は、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号）第8条第4項の規定により特定秘密取扱職員に指名され、かつ、当該特定秘密を取り扱うことができるとされた者の中から指名する。地方防衛局調達部長等が保全検査官を指名する場合は、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）第8条第4項の規定により特定秘密取扱職員に指名され、かつ、当該特定秘密を取り扱うことができるとされた者の中から指名する。

2 保全検査者は、前項の規定により保全検査官の指名又はその解除を行ったときは、別紙様式第29号に定める保全検査官指名簿に記録し、保全検査官の指名の状況を常に明確にするものとする。

第5 保全検査官の担当区分

- 1 保全検査者は、第4の規定により保全検査官を指名した場合は、その担当する委託先等を明確にするため、別紙様式第30号に定める保全検査担当区分表を作成するものとする。
- 2 保全検査者は、前項に規定する保全検査担当区分表に記載した内容に変更、追加等があったときは、遅滞なく当該保全検査担当区分表を更新するものとする。
- 3 保全検査者又は保全検査官（以下「保全検査実施者」という。）は、第3項に規定する保全検査を実施する場合は、当該委託先において秘密保全を担当する部署と保全検査の実施日時等について調整するものとする。

第6 保全検査官の教育等

- 1 保全検査者は、毎年1回以上、保全検査官に対し、保全検査を実施するに当たり必要な教育を実施するものとする。
- 2 保全検査者は、前項に規定する教育を実施するに当たっては、装

備政策部装備保全管理課長に必要な協力を求めることができるものとする。

第7 保全検査時の措置

- 1 保全検査実施者は、保全検査実施時に改善等を要する事項が認められたときは、当該委託先において秘密保全を担当する部署に対し、適切な措置を講ずるよう指示するものとする。また、当該指示に係る措置の状況について、次回の保全検査時に確認するものとする。
- 2 保全検査実施者は、保全検査実施時に装備品等秘密、特別防衛秘密、特定特別防衛秘密又は特定秘密（以下「秘密等」という。）の漏えい、紛失、破壊等の事故（事故の疑い又は事故につながるおそれがある場合を含む。以下同じ。）が発生したと認められるときは、当該委託先の総括者に対し、直ちに当該事故の内容に応じた適切な措置を行うよう指示するとともに、保全検査者に対する通報を行わせるものとする。
- 3 保全検査者は、前項に規定する通報を受けたときは、秘密保全特約に基づき、直ちに当該事故について把握し得る限りの全ての内容を当該委託先の総括者から報告させるものとする。
- 4 保全検査者は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに装備品等及び役務の調達において契約に付したガイドライン又は情報セキュリティ基準に基づき防衛関連企業から報告を受けた場合の措置要領について（装装保第4239号。令和5年3月14日）別紙第3第1号の規定に基づき連絡するものとする。

第8 保全検査報告

- 1 保全検査実施者は、当該保全検査の結果について、次の各号に掲げる区分に応じて保全検査報告書を作成し、保全検査者に報告するものとする。
 - (1) 装備品等秘密、特別防衛秘密及び特定特別防衛秘密 別紙様式第31号
 - (2) 特定秘密 別紙様式第32号
- 2 保全検査者は、第3第3項の規定により委託先の総括者に保全検査を行わせた場合は、当該保全検査の結果を次の各号に掲げる区分に応じて報告させるものとする。
 - (1) 装備品等秘密、特別防衛秘密及び特定特別防衛秘密 別紙様式第31号
 - (2) 特定秘密 別紙様式第32号

- 3 保全検査者は、前項に規定する報告を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて委託先の総括者に是正措置を講じさせるものとする。また、当該是正措置の状況について、次回の保全検査時に確認するものとする。
- 4 別紙様式第31号及び別紙様式第32号に示す各保全検査事項の評価の基準は、次表に掲げるとおりとする。

評 価	基 準
良 好	定められた秘密等の保全又は保護の対策（以下「保全対策」という。）が、良好かつ適切に実施されている。
要改善	(1) 軽微な指摘事項（記録の一部記入漏れ、誤記等）はあるが、即時に是正が確認でき、全般としては良好に保全対策が実施されている。 (2) 保全対策が秘密等の取扱いの現状と符合しない部分があり、保全対策の一部見直しが必要である。
不 良	(1) 保全対策を実施していない事項がある。 (2) 保全対策の実施の内容が不十分であり、秘密等の事故につながるおそれがある。 (3) 保全対策が秘密等の取扱いの現状と符合せず、保全対策の全面的な見直しが必要である。

第9 保全検査結果の通知

- 1 保全検査者は、第8の規定による保全検査報告を四半期ごとにとりまとめ、別紙様式第33号により当該契約を所掌する装備政策部長等に通知するものとする。
- 2 保全検査者は、前項に規定する通知のほか、第8の規定による保全検査報告に不良事項があるときは、速やかに当該保全検査報告書について当該契約を所掌する装備政策部長等に通知するものとする。
- 3 前項に規定する通知を受けた装備政策部長等は、装備政策部長の協力を得て、保全検査者に対し、秘密等の保全又は保護に必要な指導等を行うものとする。

第10 事故発生時の保全検査等

- 1 保全検査者は、委託先の総括者から秘密等の事故の報告を受けた場合は、速やかに当該委託先の保全検査を行うものとする。
- 2 保全検査者は、前項に規定する保全検査を第4に規定する保全検査官に行わせることができるものとする。

- 3 前2項の規定に基づき保全検査を実施した者は、第8第1項の規定に準じて保全検査報告書を作成し、保全検査者に報告するものとする。
- 4 保全検査者は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに当該保全検査報告書について当該契約を所掌する装備政策部長等に通知するものとする。
- 5 前項に規定する通知を受けた装備政策部長等は、装備政策部長の協力を得て、当該事故に係る保全検査、事故調査その他の事項について必要な指示を行うものとする。

第11 業務システムの利用等

- 1 この実施要領の規定により作成することとされている書類等（書類その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）の作成は、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、防衛装備庁行政文書管理細則について（装官総第5085号。令和4年3月31日）別紙第1章第4第1項第1号オに規定する業務システム（以下「業務システム」という。）により作成したものをいう。以下同じ。）の作成をもって、これに代えることができるものとする。この場合において、当該電磁的記録は当該書類等とみなす。
- 2 この通知の規定による書類等の提出は、当該書類等が電磁的記録をもって作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって、業務システムを活用するものをいう。次項において同じ。）により提出することができるものとする。
- 3 前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時点をもって、当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 第2項の規定により書類等の提出が電磁的方法で行われる場合であって、業務システムにおいてこの実施要領に定める様式に対応していないときは、業務システムにより作成する書類等の備考欄にこの実施要領に定める様式番号等を記載することにより、この実施要領に定める様式とみなして使用することができる。

第12 その他

保全検査実施者は、この実施要領に定める事務及びこれに関連する

事務を処理するに当たり、その他の必要な関係者とも相互に協力するものとする。

別紙様式第 1 号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(契約担当官等又は契約締結者) 殿

(地方防衛局調達部長等 経由)

(委託先又は提供先)

関係社員名簿について (届出)

標記について、下記のとおり届出します。

記

- 1 調達要求番号：
- 2 契約件名：
- 3 取り扱う秘密の種類：
- 4 関係社員名簿：別添のとおり。

添付書類：関係社員名簿

- 注：1 第3項の「取り扱う秘密の種類」には、装備品等秘密、特別防衛秘密又は特定特別防衛秘密のいずれかを記載する。
- 2 関係社員名簿に変更があった場合の届出については、件名を「関係社員名簿の変更について (届出)」とし、第5項に「変更理由」を加え、具体的な変更理由を記載する。

別添（別紙様式第 1 号）

注 意

（特に厳重な取扱いを要する）

※ 名簿に所定の事項を記載した後は、「個人情報」の表示を併記する。

関係社員名簿

番号	(ふりがな) 氏 名	関係社員 としての役職	関係社員 としての業務内容	生年月日	部署・役職	勤務状況等	国 籍	確認 結果	備 考

- ※ 1 備考欄には、委託先又は提供先において確認結果の根拠となった資料名等又は確認の方法等を記載するほか、その他懸念される事項等があればその旨記載する。
- ※ 2 関係社員名簿に記載された情報は、関係社員としての確認手続のみに使用し、目的外の利用を禁止するとともに適切に管理しなければならない。

年 月 日

同 意 書

(事業者名)

宛

私は、在職中及び離職後において、装備品等秘密を故意に漏えい等した場合は、関係法律により罰せられる場合があること及び民事上の責任を問われる場合があることを理解し、装備品等秘密を取り扱う業務に従事することに同意します。

また、装備品等秘密を取り扱う業務に従事するに当たって、装備品等秘密を取り扱う者としてふさわしい者であるかの確認のために必要な事項を防衛省に報告し、防衛省がこの確認のため必要な場合はこれに協力することについて同意します。

現 住 所 :

氏 名 :

生 年 月 日 :

※本同意書は、署名から 5 年間有効

別紙様式第 2 号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(委託先又は提供先) 殿

(契約担当官等又は契約締結者)

関係社員名簿について (通知)

〔委託先・提出先からの届出文書番号 (発簡年月日) 〕により届出された標記について、〔適当であると認めた／不適当であると認めた〕の
で通知します。

〔不適当であると認めた理由： (※) 〕

※ 不適当であると認めた場合に、その理由を具体的に記載する。

写送付先：防衛装備庁装備政策部長、地方防衛局調達部長等

(契約担当官等又は契約締結者) 殿

(地方防衛局調達部長等 経由)

(委託先又は提供先)

事業者秘密取扱適格性の確認について (申請)

標記について、下記のとおり申請します。

記

1 秘密保全規則等

- (1) 秘密保全規則又は特別防衛秘密保護規則
- (2) 秘密保全実施要領

2 総括者

- (1) 総括者の氏名
- (2) 総括者の役職
- (3) 総括者の略歴
- (4) 総括者としてふさわしい理由

3 保全教育の実施計画、内容及び方法

4 秘密保全施設

- (1) 秘密保全施設の名称：
- (2) 秘密保全施設の用途：
- (3) 秘密の種類及び区分：
- (4) 秘密の物件等名：
- (5) 秘密保全施設の構造等：

添付書類： 1 秘密保全規則又は特別防衛秘密保護規則

2 秘密保全実施要領

3 保全教育テキスト (令和 年 月 日現在)

4 その他参考になる資料 (必要に応じて)

- 注：1 事業者秘密取扱適格性の一部内容を変更する場合の申請については、件名を「事業者秘密取扱適格性の一部内容の変更に係る確認について（申請）」とし、変更する事項及び「変更理由」を加え、具体的な変更理由を記載するとともに、添付書類に変更した秘密保全規則等の新旧対照表を加える。
- 2 総括者の項目については、秘密保全規則等で規定する総括者の役職名等を記載すること。
- 3 秘密保全施設については、新規の申請時に合わせて申請する場合に記載すること。

別紙様式第 4 号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(契約担当官等又は契約締結者) 殿

(委託先又は提供先)

事業者秘密取扱適格性について (届出)

標記について、調達要求番号 (契約件名) において適用する秘密保全規則等は、下記のとおり確認を受けているので届出します。

記

- 1 秘密保全規則等
 - (1) 秘密保全規則又は特別防衛秘密保護規則
 - (2) 秘密保全実施要領
- 2 総括者
- 3 保全教育の実施計画、内容及び方法
- 4 秘密保全施設

写送付先：地方防衛局調達部長等

注：第 1 項、第 3 項及び第 4 項には、当該項目について、防衛装備庁の契約担当官等又は契約締結者の確認を受けたときの通知文書番号及び発簡年月日を記載する。第 2 項については、本契約における総括者の役職名を記載する。

別紙様式第 4 の 1 号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(契約担当官等又は契約締結者) 殿

(地方防衛局調達部長等)

事業者秘密取扱適格性の確認について (進達)

標記について、別添のとおり確認されたく進達する。

添付書類：委託先又は提供先からの申請文書番号 (発簡年月日)

秘密保全施設現地調査表 (秘密保全施設の申請がある場合)

注：秘密保全規則等を変更する場合の進達については、件名を「事業者秘密取扱適格性の一部内容の変更に係る確認について (進達)」とする。

別紙様式第 5 号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(委託先又は提供先) 殿

(契約担当官等又は契約締結者)

事業者秘密取扱適格性の確認について（通知）

標記について、確認したので通知します。

関連文書：委託先又は提供先からの申請文書番号（発簡年月日）

写送付先：防衛装備庁装備政策部長、地方防衛局調達部長等

注：事業者秘密取扱適格性の一部内容の変更する場合の確認については、件名を「事業者秘密取扱適格性の一部内容の変更に係る確認について（通知）」とする。

別紙様式第 6 号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(契約担当官等又は契約締結者) 殿

(委託先又は提供先)

事業者秘密取扱適格性の一部内容の変更について (届出)

標記について、下記のとおり届出します。

記

1 変更する事項

2 変更する理由

3 変更年月日

添付書類：

写送付先：防衛装備庁装備政策部長、地方防衛局調達部長等

- 注：1 変更する事項欄には、「秘密保全規則」、「特別防衛秘密保全規則」、「秘密保全実施要領」、「保全教育」と記載する。
- 2 変更する理由欄には、変更する理由を具体的に記載する。
- 3 届出に当たっては、変更内容を明示した書類を添付する。

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

(契約担当官等又は契約締結者) 殿

(委託先又は提供先)

保全教育の実施状況等について（報告）

標記について、下記のとおり報告します。

記

1 保全教育の年間実施結果

(1) 実施期間

第1回	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
第2回	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
...									
第〇回	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日

(2) 実施場所

(3) 受講者

受講者数

2 保全教育の内容

(1) 保全教育の内容

(2) 講師

3 保全教育の年間実施計画

(1) 実施予定期間

第1回	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
第2回	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
...									
第〇回	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日

(2) 実施予定場所

(3) 受講予定者

受講予定者数

4 保全教育の予定内容

- (1) 保全教育のカリキュラム
- (2) 講師予定者

写送付先：地方防衛局調達部長等

別紙様式第 8 号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(契約担当官等又は契約締結者) 殿

(地方防衛局調達部長等 経由)

(委託先又は提供先)

秘密保全施設の (選択*) について (申請)

標記について、下記のとおり確認されたく申請します。

記

- 1 秘密保全施設の名称
- 2 秘密の物件等名
- 3 秘密の種類及び区分
- 4 (選択*) の理由
- 5 秘密の保全措置又は特別防衛秘密の保護措置
 - (1) 秘密保全規則又は特別防衛秘密保護規則
 - (2) 秘密保全実施要領
 - (3) 保全教育

添付書類：保全基準兼点検表 (秘密保全施設、保全外部区域及び保管容器)

保全基準兼点検票（秘密保全施設、保全外部区域及び保管容器）

事業者名	
事業所名	
秘密保全施設名	
取り扱う秘密の種類	特別防衛秘密を取り扱うことができる（※変更不可）
施設の用途	
保管庫としての用途	保管庫として使用できる（※変更不可）
作成日	
確認責任者	

地方防衛局等記入欄	
管轄防衛局等	
確認日	
確認者	

防衛装備庁記入欄	
確認日	
確認担当者	
確認日	
確認責任者	

(特別防衛秘密を取り扱う場合又は保管庫として使用する場合)									
分 類	番 号	項 目	対応状況 (自己評価)	対応内容 (仕様内容を記述した上で、それを確認できる別添資料名を記載)	(別添資料)	現地調査 判定	判定		備考
							担当者	責任者	
第 1. 天井、壁、床		天井について、下欄に掲げる基準を満たしていること。							
	1	厚さ10cm以上の鉄筋コンクリートで堅固に建造されているか。							
		壁について、下欄に掲げる基準を満たしていること。							
	2	厚さ10cm以上の鉄筋コンクリートで堅固に建造されているか。							
	3	床から天井に到達する壁であるか。							
		既存の建造物を改修する場合に、天井又は壁について、上記の基準（1又は2）を満たせないときは、下欄に掲げる基準のいずれかを満たしていること。							
	4	補強コンクリートフック（厚さ15cm以上、中空部にコンクリートを充填、直径9mm以上の鉄筋を縦40cm以下・横20cm以下の間隔で配筋）で堅固に建造されているか。							
	5	鋼板（厚さ3.2mm以上（室内外の両面に配置する場合は、各々1.6mm以上）で堅固に建造されているか。							
	6	その他の不燃性の資材であって、鉄筋コンクリート（厚さ10cm以上）と同等以上の強度を有すると確認されたもので堅固に建造されているか。							
	6.1	同等以上の強度を有すると確認された資材を使用する場合、同等以上の強度を有することが証明できる資料（第三者機関又は資材メーカー等による強度試験結果等）を添付しているか。							
		建築構造上の理由により、天井及び壁について、上記の基準の全部又は一部を満たせないときは、下欄に掲げる基準のいずれかを満たしていること。							
	7	次の措置により、上記の基準（1又は2）と同等以上の保全措置を講じているか。 ・天井として金網（切断困難な強度を有し、溶接又はボルト等により枠に固定されたもの）を張ること。 ・天井からの侵入を警戒する警報装置を設置すること。 ・壁と天井が接続するよう金網（切断困難な強度を有し、溶接又はボルト等により枠に固定されたもの）等を設置すること。							
	8	（格納庫等のように、特に高い天井高であって、壁（間仕切り）が天井まで届かない構造である場合） 代用天井を設置の上、天井と代用天井との間を金網（切断困難な強度を有し、溶接又はボルト等により枠に固定されたもの）で補強しているか。							
	9	（格納庫等のように、特に高い天井高であり、壁（間仕切り）が天井まで届かず、かつ、代用天井を設置できない場合） 壁（間仕切り）を乗り越えて不法侵入できないように特別の措置を講じているか。							
	9.1	不法侵入が困難であることが証明できる資料（実地検証の結果等）を添付しているか。							
第 2. 出入口、搬入口、非常口		床について、下欄に掲げる基準を満たしていること。							
	10	厚さ10cm以上の鉄筋コンクリートで堅固に建造されているか。							
		床について、上記の基準を満たせない場合に下欄に掲げる基準を満たしていること。							
	11	その他の不燃性の資材であって、鉄筋コンクリート（厚さ10cm以上）と同等以上の強度を有すると確認されたもので堅固に建造されているか。							
	11.1	同等以上の強度を有すると確認された資材を使用する場合、同等以上の強度を有することが証明できる資料（第三者機関又は資材メーカー等による強度試験結果等）を添付しているか。							
		出入口、搬入口及び非常口について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	出入口（搬入口及び非常口を除く、以下同じ。）は 1 箇所であるか。 （2 箇所以上の出入口は、秘密の取扱い上の必要が限り認められない。）							
	2	搬入口を設置している場合、（1の）出入口では機材等の搬入・搬出ができないからか。							
	3	非常口を設置している場合、施設の面積、構造等の観点から、緊急の事態が発生した際の脱出口のために必要最小限の救か。							
	4	非常口を設置している場合、内側からの開閉のみを可能とする構造か。							
第 3. 扉	5	出入口の外側上部に照明装置（常夜灯）を取り付けるなど、出入口に接近する者の監視が容易であるか。							
	6	出入口が開放された際に秘密保全施設の外側から内側を直接見えないようになっているか。（例えば、前室を設けているか。出入口の内側に衝立、カーテン等の外側からの視線を妨げるものを設けているか。）							
	7	搬入口が開放された際に外側から内側を直接見えないようになっているか。直接見えるようになっている場合、搬入口を開放する際に外部からの窃視を防ぐための措置が定められているか。							
		出入口、搬入口及び非常口の扉について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	鋼鉄製で、厚さ 3. 2 mm 以上（フラッシュ扉の場合は両面の板が 1. 6 mm 以上）であるか。							
第 4. 錠	2	丁番は、内側埋込式であるか。							
	3	丁番が切断された場合でも開放を防止できる構造であるか。							
	4	両開きの扉の場合、扉の合せ目に定規ぶちを取り付けているか。							
	5	扉に覗き窓の機能が必要とする場合は、ドアスコープを取り付けて、内側からのみ覗くことができるものとなっているか。							
		出入口の錠について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	差し込み式鍵、生体認証式鍵等による二重施錠方式以上の強度であるか。							
	1.1	差し込み式鍵は、CP認定錠など、対ピッキング性能などが優れており、容易にこじ開けられない強度を有しているか。							
	1.2	生体認証式鍵又は文字暗鍵（交換数 1 0 0 の 3 乗以上）以外の鍵である場合、これらと同等以上の強度であることを証明する資料を添付しているか。							
	2	扉の非常開閉装置を取り付けているか。							
		搬入口の錠について、下欄に掲げる基準を満たしていること。							
第 4. 錠	3	秘密保全施設の内側からのみ解錠できる構造になっているか。							
	4	上記に該当しない場合、外側の錠は、差し込み式鍵、生体認証式鍵等による二重施錠方式以上の強度であるか。							
	4.1	差し込み式鍵は、容易にこじ開けられない強度を有しているか。							
	4.2	生体認証式鍵又は文字暗鍵（交換数 1 0 0 の 3 乗以上）以外の鍵である場合、これらと同等以上の強度であることを証明する資料を添付しているか。							

分類	番号	項目	対応状況 (自己評価)	対応内容 (仕様内容を記述した上で、それを確認できる別添資料名を記載)	(別添資料)	現地調査 判定	判定		備考
							担当者	責任者	
		非常口の錠について、下欄に掲げる基準を満たしていること。							
	5	秘密保全施設の外側から解錠できない構造になっているか。							
	6	緊急の事態が発生した場合の脱出の容易性を確保した上で、日常的な解錠を回避できる構造になっているか。							
第5. 窓		窓について、下欄に掲げる基準を満たしていること。							
	1	無窓であるか							
		上記の基準を満たせない場合、下欄に掲げる資料を用いて秘密保全上の影響がない構造であることを明らかにすること。							
	2	施設における窓の数、位置及び大きさが分かる資料を添付しているか。							
	3	2の資料に、採光、換気等のやむを得ない目的のため必要最小限の数であることが分かる内容が含まれているか。							
	4	2の資料に、鉄格子（日本産業規格、鉄棒直径13mm以上、間隔10cm以下）を堅固に取り付けていることが分かる内容が含まれているか。							
第6. 開口部		開口部（シャット、通風調節装置、天窓、下水溝、トンネル等）について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	侵入し得る形状の開口部に直径13mm以上の鉄筋を縦及び横に10cm以下の間隔で取り付けているか。							
	2	開口部からの不法侵入、盗み見、盗聴等の侵害に対応するための措置を講じているか。							
第7. 警戒・警報装置		警戒・警報装置について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	出入口の外側に監視カメラを取り付け、入退室の状況が監視できるか。（※）							
	2	搬入口の外側に監視カメラを取り付け、搬出入の状況が監視できるか。（※）							
	3	出入口の扉の開閉を感知する自動の警戒・警報装置を取り付けているか。							
	4	搬入口の扉の開閉を感知する自動の警戒・警報装置を取り付けているか。							
	5	非常口の扉の開閉を感知する自動の警戒・警報装置を取り付けているか。							
	6	秘密保全室内への侵入を感知する自動の警戒・警報装置を取り付けているか。（※）							
	7	警戒・警報装置は、いずれも警備室等と直結し、その配線は容易に切断されることがないようにし、停電時又は配線切断時にも警報できるか。							
	8	非常時に警備室等外部と通信又は通報ができる機器を取り付けているか。							
第8. 境界管理		境界管理について、下欄に掲げる基準をいずれも満たす外柵を設置すること。							
	1	基礎をコンクリートで固定しているか。							
	2	高さ2 m以上の金網等を用いて周囲を囲んでいるか。							
	3	上部に有利鉄線又は赤外線装置等を張り巡らせているか。							
		境界管理について、上記の基準を満たせない場合に下欄に掲げる基準のいずれかを満たしていること。							
	4	上記の基準を満たせない事情及び対象物にかんがみ、境界管理に求められる保全措置（立入制限の実施、警戒・警報装置の設置、警備体制の強化等）を講じているか。							
	4.1	境界を外柵で囲む必要性に乏しい対象物か。							
	4.2	境界は明確に設定されており、管理の措置は明確にされているか。							
	4.2	外柵による境界管理の機能の全部又は一部を補完する措置は十分か。							
	4.3	対象物は、境界と秘密保全施設との間に一定の離隔距離を必要とするか。その場合に、離隔距離は十分か。							
	5	対象物の形状、大きさ、重量などの特性にかんがみ、秘密保全施設が設置された建造物の特性を踏まえ、境界管理に求められる保全措置（立入制限の実施、警戒・警報装置の設置、警備体制の強化等）を講じているか。							
	5.1	対象物は、比較的容易に運搬できる形状、重量か。							
	5.2	境界は明確に設定されており、管理の措置は明確にされているか。							
	5.3	外柵による境界管理の機能の全部又は一部を補完する措置は十分か。							
第9. 保全外部区域		保全外部区域について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	秘密保全施設の外側に隣接する建物の区画又は敷地のうち必要な範囲を「保全外部区域」として指定していることが配置図等から確認できるか。							
	2	入退者を制限するために、保全外部区域の外側境界に入退口を設置しているか。							
	3	保全外部区域として敷地を指定した場合は、敷地の外周に十分な高さ及び強度のあるフェンス等を設置する等の措置を講じているか（境界管理のために設置された外柵を用いることができる）。							
第10. 保管容器		秘密の種類及び区分に応じた保管容器を準備していること。							
	1 (特別防衛秘密(機密))	三段式文字盤鍵のかかる金庫 ・材質、構造（施設装置を除く。）等は、日本産業規格S1037に定めるものと同等以上の強度を有しているか。 ・固定式の三段式文字盤鍵と差し込み式錠による二重施設方式となっているか。 ・ダイヤル及び内蔵式回転板の目盛は、それぞれ100目盛とし、内蔵回転板は、1目盛ごとに任意の番号に調整できる構造で、その実行組み合わせは、100 ³ 以上であるか。 ・触感、音響等による目盛暗探を防止するための構造であるか。							
	2 (特別防衛秘密(極秘))	三段式文字盤鍵のかかる鋼鉄製の箱 ・鋼板は、日本産業規格G3141に定めるSPCCの標準厚さ1.2mmの鋼板を使用した場合に得られる強度以上の強度を有しているか（ただし、標板、補強板等内部使用鋼板は0.8mm以上、裏板は1.0mm以上であるか）。 ・開き型書庫（両開き書庫及び片開き書庫をいう。）の場合、扉は蝶番が破壊された場合でも扉の開放を防止するための機能を有しているか。 ・施設装置の内部装置が本体接合部又は本体と扉とのすき間から目視又は触感により探知されないよう金属製覆板を取り付けているか。 ・固定式の三段式文字盤鍵と差し込み式錠による二重施設方式となっているか。 ・ダイヤル及び内蔵式回転板の目盛は、それぞれ100目盛とし、内蔵回転板は、1目盛ごとに任意の番号に調整できる構造で、その実行組合せは、100 ³ 以上であるか。 ・触感、音響等による目盛暗探を防止するための構造となっているか。							
	3 (特別防衛秘密(秘))	文字盤鍵のかかる鋼鉄製の箱 ・本体は、鋼板を用いることとし、当該鋼板は、日本産業規格G3141に定めるSPCCの標準厚さ0.8mmの鋼板を使用した場合に得られる強度以上の強度を有しているか。 ・施設装置は、文字盤鍵と差し込み式錠による二重施設方式となっているか。							

分 類	番 号	項 目	対応状況 (自己評価)	対応内容 (仕様内容を記述した上で、それを確認できる別添資料名を記載)	(別添資料)	現地調査 判定	判定		備考
							担当者	責任者	
備考 1：令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間、特定秘密を取り扱わない秘密保全施設にあては、第 7（警戒・警報装置）第 1 項及び第 2 項に示す基準を適用しないことができる。 備考 2：令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間、特別防衛秘密を取り扱わない保管庫にあては、第 7（警戒・警報装置）第 6 項に示す基準を適用しないことができる。									
総合判定			改善事項に 対する措置						

保全基準兼点検票(秘密保全施設、保全外部区域及び保管容器)

事業者名	
事業所名	
秘密保全施設名	
取り扱う秘密の種類	特別防衛秘密を取り扱わない（※変更不可）
施設の用途	
作成日	
確認責任者	

地方防衛局等記入欄	
管轄防衛局等	
確認日	
確認者	

防衛装備庁記入欄	
確認日	
確認担当者	
確認日	
確認責任者	

(特別防衛秘密を取り扱わない場合又は保管庫として使用しない場合)									
分類	番号	項目	対応状況 (自己評価)	対応内容 (仕様内容を記述した上で、それを確認できる別添資料名を記載)	(別添資料)	現地調査 判定	判定		備考
							担当者	責任者	
第 1. 天井、壁、床	天井について、下欄に掲げる基準のいずれかを満たしていること。								
	1	頑丈な不燃性の資材（厚さ10cm以上の鉄筋コンクリート、厚さ1.6mm以上の鋼板又は同等の強度を有すると確認されたもの）で堅固に建造されているか。							
	1.1	同等の強度を有すると確認された資材を使用する場合、同等の強度であることを証明できる資料（第三者機関又は資材メーカー等による強度試験結果等）を添付しているか。							
	2	構造上、頑丈な不燃性の資材で堅固に建造できない場合、天井に金網（切断困難な強度を有し、溶接又はボルト等により枠に固定されたもの）を張る。侵入警報装置の設置等で頑丈な不燃性の資材と同等以上の保全措置を講じているか。							
	2.1	同等以上の保全措置となることを説明する資料を添付しているか。							
	壁について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。								
	3	頑丈な不燃性の資材（厚さ10cm以上の鉄筋コンクリート、厚さ1.6mm以上の鋼板又は同等の強度を有すると確認されたもの）で堅固に建造されているか。							
	3.1	同等の強度を有すると確認された資材を使用する場合、同等の強度であることを証明できる資料（第三者機関又は資材メーカー等による強度試験結果等）を添付しているか。							
	4	床から天井に到達する壁であるか。							
	天井及び壁について、上記の基準を満たさない場合に下欄に掲げる基準のいずれかを満たしていること。								
	5	（格納庫等のように、特に高い天井高であって、壁（間仕切り）が天井まで届かない構造である場合） 代用天井を設置の上、天井と代用天井との間を金網（切断困難な強度を有し、溶接又はボルト等により枠に固定されたもの）で補強しているか。							
	6	（格納庫等のように、特に高い天井高であり、壁（間仕切り）が天井まで届かず、かつ、代用天井を設置できない場合） 壁（間仕切り）を乗り越えて不法侵入できないように特別の措置を講じているか。							
	6.1	不法侵入が困難であることが証明できる資料（実地検証の結果等）を添付しているか。							
	7	当該施設の天井裏と他の施設の天井裏とが接続している場合には、その境界部を金網等（切断困難な強度を有し、溶接又はボルト等により枠に固定されたもの）の頑丈な不燃性の資材を用いて遮断しているか。							
	床について、下欄に掲げる基準を満たしていること。								
	8	頑丈な不燃性の資材（厚さ10cm以上の鉄筋コンクリート、厚さ1.6mm以上の鋼板又は同等の強度を有すると確認されたもの）で堅固に建造されているか。							
	8.1	同等の強度を有すると確認された資材を使用する場合、同等の強度であることを証明できる資料（第三者機関又は資材メーカー等による強度試験結果等）を添付しているか。							
第 2. 出入口、搬入口及び非常口	出入口、搬入口及び非常口について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。								
	1	出入口（搬入口及び非常口を除く。以下同じ。）は 1 箇所であるか。 （2 箇所以上の出入口は、秘密の取扱い上の必要がない限り認められない。）							
	2	搬入口を設置している場合、（1 の）出入口では機材等の搬入・搬出ができないからか。							
	3	非常口を設置している場合、施設の面積、構造等の観点から、緊急の事態が発生した際の脱出口のために必要最小限の数か。							
	4	非常口を設置している場合、内側からの開閉のみを可能とする構造か。							
	5	出入口の外側上部に照明装置（常夜灯）を取り付けるなど、出入口に接近する者の監視が容易であるか。							
	6	出入口が開放された際に秘密保全施設の外側から内側を直接見えないようになっているか。（例えば、前室を設けているか。出入口の内側に衝立、カーテン等の外側からの視線を防げるものを設けているか。）							
	7	搬入口が開放された際に外側から内側を直接見えないようになっているか。直接見えるようになっている場合、搬入口を開放する際に外部からの窃視を防ぐための措置が定められているか。							
第 3. 扉	出入口、搬入口及び非常口の扉について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。								
	1	鋼鉄製又は同等の強度を有すると確認されたものであるか（既存の木造建物等又は既存の建造物の一部を利用して造る出入口又は非常口の扉であって木製等の場合は、銅板等で補強されているか。）。							
	2	両開きの扉の場合、扉の合せ目に定規ぶちを取り付けているか。							
	3	扉に覗き窓の機能が必要とする場合は、ドアスコープを取り付けて、内側からのみ覗くことができるものとなっているか。							
第 4. 錠	出入口の錠について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。								
	1	差し込み式錠、生体認証式錠等による二重施錠方式以上の強度であるか。							
	1.1	差し込み式錠は、CP認定錠など、対ピッキング性能などが優れており、容易にこじ開けられない強度を有しているか。							
	1.2	生体認証式錠又は文字盤錠（交換数 1 0 0 の 3 乗以上）以外の錠である場合、これらと同等以上の強度であることを証明する資料を添付しているか。							
	2	扉の非常開閉装置を取り付けているか。							
	搬入口の錠について、下欄に掲げる基準を満たしていること。								
	3	秘密保全施設の内側からのみ解錠できる構造になっているか。							
	4	上記に該当しない場合、外側の錠は、差し込み式錠、生体認証式錠等による二重施錠方式以上の強度であるか。							
	4.1	差し込み式錠は、容易にこじ開けられない強度を有しているか。							
	4.2	生体認証式錠又は文字盤錠（交換数 1 0 0 の 3 乗以上）以外の錠である場合、これらと同等以上の強度であることを証明する資料を添付しているか。							
	非常口の錠について、下欄に掲げる基準を満たしていること。								
	5	秘密保全施設の外側から解錠できない構造になっているか。							
	6	緊急の事態が発生した場合の脱出の容易性を確保した上で、日常的な解錠を回避できる構造になっているか。							

分 類	番 号	項 目	対応状況 (自己評価)	対応内容 (仕様内容を記述した上で、それを確認できる別添資料名を記載)	(別添資料)	現地調査 判定	判定		備考
							担当者	責任者	
第 5 . 窓		窓について、下欄に掲げる基準を満たしていること。							
	1	無窓であるか							
		上記の基準を満たせない場合、下欄に掲げる資料を用いて秘密保全上の影響がない構造であることを明らかにすること。							
	2	施設における窓の数、位置及び大きさが分かる資料を添付しているか。							
	3	2の資料に、採光、換気等のやむを得ない目的のため必要最小限の数であることがわかる内容が含まれているか。							
	4	2の資料に、鉄格子（日本産業規格、鉄棒直径13mm以上、間隔10cm以下）を堅固に取り付けていることがわかる内容が含まれているか。							
第 6 . 開口部		開口部（ダクト、通風調節装置、天窗、下水溝、トンネル等）について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	侵入し得る形状の開口部に金網（切断困難な強度を有し、溶接又はボルト等により枠に固定されたもの）や直径13mm以上の鉄筋を縦及び横に10cm以下の間隔で取り付けているか。							
	2	開口部からの不法侵入、盗み見、盗聴等の侵害に対応するための措置を講じているか。							
第 7 . 警 戒・警 報 装 置		警戒・警報装置について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	出入口の外側に監視カメラを取り付け、入退室の状況が監視できるか。（※）							
	2	搬入口の外側に監視カメラを取り付け、搬出入の状況が監視できるか。（※）							
	3	出入口の扉の開閉を感知する自動の警戒・警報装置を取り付けているか。							
	4	搬入口の扉の開閉を感知する自動の警戒・警報装置を取り付けているか。							
	5	非常口の扉の開閉を感知する自動の警戒・警報装置を取り付けているか。							
	6	警戒・警報装置は、いずれも警備室等と直結し、その配線は容易に切断されることがないようにし、停電時又は配線切断時にも通報できるか。							
第 8 . 境 界		境界管理について、下欄に掲げる基準をいずれも満たす外柵を設置すること。							
	1	基礎をコンクリートで固定しているか。							
	2	高さ2 m以上の高さの金網等を用いて周囲を囲んでいるか。							
	3	上部に有刺鉄線又は赤外線装置等を張り巡らせているか。							
		境界管理について、上記の基準を満たせない場合に下欄に掲げる基準のいずれかを満たしていること。							
	4	上記の基準を満たせない事情及び対象物にかんがみ、境界管理に求められる保安措置（立入制限の実施、警戒・警報装置の設置、警備体制の強化等）を講じているか。							
	4.1	境界を外柵で囲む必要性に乏しい対象物か。							
	4.2	境界は明確に設定されており、管理の措置は明確にされているか。							
	4.2	外柵による境界管理の機能の全部又は一部を補完する措置は十分か。							
	4.3	対象物は、境界と秘密保全施設との間に一定の離隔距離を必要とするか。その場合に、離隔距離は十分か。							
	5	対象物の形状、大きさ、重量などの特性にかんがみ、秘密保全施設が設置された建造物の特性を踏まえ、境界管理に求められる保安措置（立入制限の実施、警戒・警報装置の設置、警備体制の強化等）を講じているか。							
	5.1	対象物は、比較的容易に運搬できる形状、重量か。							
	5.2	境界は明確に設定されており、管理の措置は明確にされているか。							
	5.3	外柵による境界管理の機能の全部又は一部を補完する措置は十分か。							
第 9 . 保 全 外 部 区 域		保全外部区域について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	秘密保全施設の外側に隣接する建物の区画又は敷地のうち必要範囲を「保全外部区域」として指定していることが配溜同等から確認できるか。							
	2	入退者を制限するために、保全外部区域の外側境界に入退口を設置しているか。							
	3	保全外部区域として敷地を指定した場合は、敷地の外周に十分な高さ及び強度のあるフェンス等を設置する等の措置を講じているか（境界管理のために設置された外柵を囲むことができる）。							
第 1 0 . 保 管 容 器		秘密の種類及び区分に応じた保管容器を準備していること。							
	1 (特定秘密)	三段式文字錠鍵のかかる鋼鉄製の箱 ・鋼板は、日本産業規格G3141に定めるSPCCの標準厚さ1.2mmの鋼板を使用した場合に得られる強度以上の強度を有しているか（ただし、鋼板、補強板等内部使用鋼板は0.8mm以上、裏板は1.0mm以上であるか。）。 ・開き型書庫（両開き書庫及び片開き書庫をいう。）、の場合、扉は蝶番が破壊された場合でも扉の開放を防止するための機能を有しているか。 ・施設装置の内部装置が本体接合部又は本体と扉とのすき間から目視又は触感により探知されないよう金属製裏板を取り付けているか。 ・固定式の三段式文字錠鍵と差し込み式錠による二重施設方式となっているか。 ・ダイヤル及び内蔵式回転板の目盛は、それぞれ100目盛とし、内蔵回転板は、1目盛ごとに任意の番号に調整できる構造で、その実行組合せは、100 ³ 以上であるか。 ・触感、音響等による目盛増探を防止するための構造となっているか。							
	2 (装備品等秘密)	文字錠鍵のかかる鋼鉄製の箱 ・本体は、鋼板を用いることとし、当該鋼板は、日本産業規格G3141に定めるSPCCの標準厚さ0.8mmの鋼板を使用した場合に得られる強度以上の強度を有しているか。 ・施設装置は、文字錠鍵と差し込み式錠による二重施設方式となっているか。							

備考 1：秘密の取扱いに関する契約申込書等を提出した日の前日までに秘密保全施設としての構造等が適当であると認められた秘密保全施設については、第 7（警戒・警報装置）第 1 項及び第 2 項に示す項目を除き、上記の各項目に示す基準を満たしているとみなすことができる。

備考 2：令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間、特定秘密を取り扱わない秘密保全施設においては、第 7（警戒・警報装置）第 1 項及び第 2 項に示す基準を適用しないことができる。

総合判定		改善事項に対する措置	
------	--	------------	--

別紙様式第 8 号 記載要領

- 1 (選択＊) には、「新設」又は「変更」のいずれかを記載する。
- 2 第 1 項には、確認を受けようとする秘密保全施設の名称、棟名、階数等を記載する。
- 3 第 2 項において、当該秘密保全施設において取り扱う秘密の物件等名が特定できない場合は、「装備品等秘密文書等」、「特別防衛秘密文書等」等と記載する。
- 4 第 3 項には、当該秘密保全施設において取り扱う秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」又は「装備品等秘密」の別）を記載する。
- 5 第 5 項各号には、それぞれについて、防衛装備庁の契約担当官等又は契約締結者の確認を受けたときの通知文書番号及び発簡年月日を記載する。
- 6 特別防衛秘密を取り扱う秘密保全施設又は保管庫として使用する秘密保全施設を申請するときは付紙第 1－1 を添付し、装備品等秘密を取り扱う秘密保全施設（保管庫として使用する場合は除く。）を申請するときは付紙第 1－2 を添付する。

別紙様式第 9 号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(契約担当官等又は契約締結者) 殿

(委託先又は提供先)

秘密保全施設の変更について (届出)

標記について、下記のとおり届出します。

記

- 1 確認番号
- 2 秘密保全施設の名称
- 3 秘密の物件等名
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 4 秘密の種類及び区分
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 5 用 途
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 6 変更理由

写送付先：防衛装備庁装備政策部長、地方防衛局調達部長等

別紙様式第9号 記載要領

- 1 第1項には、変更する前の当該秘密保全施設について、防衛装備庁の契約担当官等又は契約締結者の確認を受けたときの通知文書番号及び発簡年月日を記載する。
- 2 第3項には、変更前及び変更後のそれぞれについて、当該秘密保全施設において取り扱う秘密の物件等名を記載する。
- 3 第4項には、変更前及び変更後のそれぞれについて、当該秘密保全施設において取り扱う秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」又は「装備品等秘密」の別）を記載する。
- 4 第5項には、変更前及び変更後のそれぞれについて、当該秘密保全施設の用途を次の例により記載する。
（記載例）「文書保管」、「物件保管」、「文書製作・複製」、「物件製造」、「試験・検査」等
- 5 第6項には、変更する理由を具体的に記載する。

秘密保全施設現地調査表

1 委託先又は提供先からの申請文書番号及び発簡年月日		6 施設 の 調 査	項 目	現 況
2 委託先又は提供先の名称等	(1) 委託先又は提供先名、事業所名等 (2) 所在地		天 井	
			壁	
3 秘密保全施設又は閉鎖区域の態様	(1) 新設、変更の別 (2) 秘密保全施設又は閉鎖区域の名称 (3) 秘密等の物件等名 (4) 取り扱う秘密の種類及び秘密区分 (5) 新設又は変更の理由 (6) 棟名、階数		床	
			出 入 口	
			扉	
			窓	
			開 口 部	
			錠	
			警報装置	
			境 界	
			保管容器	
4 委託先又は提供先の既存の秘密保全施設又は閉鎖区域の現況			※ 1 の適用の有無	
7 判 定		適 ・ 不 適 ・ 要改善		
8 所 見				
5 委託先又は提供先の立会者の所属部署・役職・氏名	(部 署) (役 職) (氏 名)	9 調査年月日及び保全検査官 (1) 調査年月日 令和 年 月 日 (2) 保全検査官 地方防衛局（防衛支局、防衛事務所）名： 氏 名：		

別紙様式第 1 1 号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(契約担当官等又は契約締結者) 殿

(地方防衛局調達部長等)

秘密保全施設の(選択*)に係る確認について(進達)

標記について、別添のとおり確認されたく進達する。

添付書類： 1 委託先又は提供先からの申請文書番号(発簡年月日)
2 秘密保全施設現地調査表

注：(選択*)には、「新設」又は「変更」のいずれかを記載する。

別紙様式第 1 2 号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(契約担当官等又は契約締結者) 殿

(委託先又は提供先)

秘密保全施設の解除について (届出)

標記について、下記の秘密保全施設を解除するので届け出ます。

記

- 1 秘密保全施設の名称
- 2 秘密の物件等名
- 3 秘密の種類及び区分
- 4 確認番号
- 5 解除理由
- 6 解除年月日

添付書類：

写送付先：防衛装備庁装備政策部長、地方防衛局調達部長等

別紙様式第 1 2 号 記載要領

- 1 第 2 項には、当該秘密保全施設で取り扱っていた秘密の物件等名を記載する。
- 2 第 3 項には、当該秘密保全施設で取り扱っていた秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」又は「装備品等秘密」の別）を記載する。
- 3 第 4 項には、解除する秘密保全施設について、防衛装備庁の契約担当官等又は契約締結者の確認を受けたときの通知文書番号及び発簡年月日を記載する。
- 4 第 5 項には、解除する理由を具体的に記載する。

別紙様式第 13 号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(契約担当官等又は契約締結者) 殿

(委託先又は提供先)

秘密保全施設の転用について (届出)

標記について、下記のとおり届出します。

記

- 1 確認番号
- 2 秘密保全施設の名称
- 3 秘密の物件等名
 - (1) 転用前
 - (2) 転用後
- 4 秘密の種類及び区分
 - (1) 転用前
 - (2) 転用後
- 5 転用理由

写送付先：防衛装備庁装備政策部長、地方防衛局調達部長等

別紙様式第 13 号 記載要領

- 1 第 1 項には、転用する前の当該秘密保全施設について、防衛装備庁の契約担当官等又は契約締結者の確認を受けたときの通知文書番号及び発簡年月日を記載する。
- 2 第 3 項には、転用前及び転用後のそれぞれについて、当該秘密保全施設において取り扱う秘密の物件等名を記載する。
- 3 第 4 項には、転用前及び転用後のそれぞれについて、当該秘密保全施設において取り扱う秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」又は「装備品等秘密」の別）を記載する。
- 4 第 5 項には、転用する理由を具体的に記載する。

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(契約担当官等又は契約締結者) 殿

(地方防衛局調達部長等 経由)

(委託先又は提供先)

秘密保全施設の転用に係る確認について（申請）

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 確認番号
- 2 秘密保全施設の名称
- 3 秘密の物件等名
 - (1) 転用前
 - (2) 転用後
- 4 秘密の種類及び区分
 - (1) 転用前
 - (2) 転用後
- 5 転用理由

添付書類：

別紙様式第 1 4 号 記載要領

- 1 第 1 項には、転用する前の当該秘密保全施設について、防衛装備庁の契約担当官等又は契約締結者の確認を受けたときの通知文書番号及び発簡年月日を記載する。
- 2 第 3 項には、転用前及び転用後のそれぞれについて、当該秘密保全施設において取り扱う秘密の物件等名を記載する。
- 3 第 4 項には、転用前及び転用後のそれぞれについて、当該秘密保全施設で取り扱う秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」又は「装備品等秘密」の別）を記載する。
- 4 第 5 項には、転用する理由を具体的に記載する。
- 5 申請に当たっては、確認を受けようとする秘密保全施設の図面等を添付する。

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(契約担当官等又は契約締結者) 殿
(地方防衛局調達部長等 経由)

(委託先又は提供先)

閉鎖区域の(選択*)について(申請)

標記について、下記のとおり確認されたく申請します。

記

- 1 閉鎖区域の名称
- 2 秘密の物件等名
- 3 秘密の種類及び区分
- 4 (選択*)の理由
- 5 設定期間
- 6 秘密の保全措置又は特別防衛秘密の保護措置
 - (1) 秘密保全規則又は特別防衛秘密保護規則
 - (2) 秘密保全実施要領
 - (3) 保全教育

添付書類：

別紙様式第 15 号 記載要領

- 1 （選択＊）には、「設定」又は「変更」のいずれかを記載する。
- 2 第 1 項には、確認を受けようとする閉鎖区域の名称、棟名、階数等を記載する。
- 3 第 2 項において、当該閉鎖区域において取り扱う秘密の物件等名が特定できない場合は、「装備品等秘密文書等」、「特別防衛秘密文書等」等と記載する。
- 4 第 3 項には、当該閉鎖区域において取り扱う秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」又は「装備品等秘密」の別）を記載する。
- 5 第 5 項には、契約履行上、真に必要とする設定期間（始期年月日及び終期年月日）を記載する。
- 6 第 6 項各号には、それぞれについて、防衛装備庁の契約担当官等又は契約締結者の確認を受けたときの通知文書番号及び発簡年月日を記載する。
- 7 申請に当たっては、確認を受けようとする閉鎖区域の図面等を添付する。

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(契約担当官等又は契約締結者) 殿

(委託先又は提供先)

閉鎖区域の変更について (届出)

標記について、下記のとおり届出します。

記

- 1 確認番号
- 2 閉鎖区域の名称
- 3 秘密の物件等名
- 4 秘密の種類及び区分
- 5 設定期間
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後

写送付先：防衛装備庁装備政策部長、地方防衛局調達部長等

- 注：1 第1項には、変更する前の当該閉鎖区域について、防衛装備庁の契約担当官等・契約締結者の確認を受けたときの通知文書番号及び発簡年月日を記載する。
- 2 第5項には、変更前及び変更後のそれぞれについて、設定期間（始期年月日及び終期年月日）を記載する。

別紙様式第 17 号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(地方防衛局調達部長等) 殿

(防衛省本省の契約担当官等又は契約締結者)

立入禁止区域の共用について (協議)

標記について、別添のとおり申請があったので、了承されたく協議する。

添付書類：

注：協議に当たっては、秘密文書等の製作等の委託先の立入禁止区域への立入手続等に関する実施要領について（装装制第 686 号。27.10.1）別紙様式第 8 号に定める「立入禁止区域の共用に関する取極」及び立入禁止区域の共用が必要となった委託先又は提供先からの申請文書を添付する。

別紙様式第 18 号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(防衛省本省の契約担当官等又は契約締結者) 殿

(地方防衛局調達部長等)

立入禁止区域の共用について (回答)

標記について、了承する旨回答する。

なお、共用期間に変更が生じた場合は、速やかに通知されたい。

関連文書：防衛省本省の契約担当官等又は契約締結者からの協議文書番号 (発簡年月日)

別紙様式第 19 号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(委託先又は提供先) 殿

(契約担当官等又は契約締結者)

(選択＊)に係る確認について(通知)

標記について、確認したので通知する。

関連文書：委託先又は提供先からの申請文書番号(発簡年月日)

写送付先：防衛装備庁装備政策部長、地方防衛局調達部長等

注：(選択＊)には、申請内容に応じ、「秘密保全施設の新設」、「秘密保全施設の変更」、「秘密保全施設の転用」、「閉鎖区域の設定」又は「閉鎖区域の変更」のいずれかを記載する。

別紙様式第 2 0 号
(削除)

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

防衛装備庁装備政策部長

○ ○ ○ ○ 殿

(事業者)

特定秘密の取扱いに係る適合性の審査について (申請)

標記について、下記のとおり申請します。

記

1 秘密保全規則等

(1) 特定秘密保護規則 :

(2) 秘密保全実施要領 :

2 業務管理者

(1) 役 職 :

(2) 氏 名 :

(3) 特定秘密の取扱いの業務を適切に行うために必要な知識を有していることの証明 :

3 保全教育の実施計画、内容及び方法

4 秘密保全施設

(1) 秘密保全施設の名称 :

(2) 秘密保全施設の用途 :

(3) 設置場所 :

(4) 秘密保全施設の構造等 :

(5) 確認番号 :

添付書類 : 別添○～別添○ (宛先のみ)

写送付先 : 特定秘密管理者、地方防衛局調達部長等

別紙様式第 2 1 号 記載要領

1 秘密保全規則等

(1) 特定秘密保護規則：別添〇のとおり。

(2) 秘密保全実施要領：別添〇のとおり。

※ 新たに作成した特定秘密保護規則及び秘密保全実施要領を添付する。

2 業務管理者

(1) 役 職：〇〇事業所長

(2) 氏 名：〇〇 〇〇

(3) 特定秘密の取扱いの業務を適切に行うために必要な知識を有していることの証明：当該者が過去に防衛省本省又は防衛装備庁が指定した秘密等を取り扱ったことがあり、かつ、これらに係る保全教育を受けていることを個別具体的な期間、当時の役職名、受講した保全教育の講習名等も含めて具体的に記載する。なお、過去に取り扱った経験がない場合は、業務管理者としてふさわしい人物であること及び保全教育を速やかに受ける予定があること等を記載する。

3 保全教育

別添〇「特定秘密の保護に関する保全教育の実施計画」及び別添〇「保全教育テキスト」のとおり。

※ 保全教育の実施計画及び保全教育テキストを添付する。

4 秘密保全施設

(1) 秘密保全施設の名称：〇〇〇室

(2) 秘密保全施設の用途：「文書保管」、「試験」、「検査」、「製作」等を記載する。

(3) 設置場所：

(4) 秘密保全施設の構造等：

(5) 確認番号：〇〇〇第〇〇〇〇号（令和〇年〇月〇日）

※ 既に防衛装備庁の契約担当官等・契約締結者において確認済みの秘密保全施設の場合は、当該確認に係る通知文書の写し及び当該秘密保全施設の図面等を添付する。

特定秘密の保護に関する保全教育の実施計画

1 保全教育の担当部署

2 保全教育の実施計画

実施時期	教育項目	実施場所	教育対象者	教育実施者

3 保全教育のテキスト

別添のとおり。

4 保全教育実施者

- (1) 秘密保全業務の経験等
- (2) 保全教育の受講実績

注：1 第 2 項の保全教育の実施計画の教育項目欄には、付紙第 3 第 2 項に規定する教育項目が全て含まれていること。

2 第 4 項第 1 号の秘密保全業務の経験等には、「平成〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月まで特定秘密の保全責任者」、「令和〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月まで秘密及び特別防衛秘密の管理責任者」、「秘密保全業務の経験なし」等を具体的に記載すること。

3 第 4 項第 2 号の秘密保全教育の受講実績は、「令和〇年〇月〇日に保全教育受講済」、「令和〇年〇月に保全教育を受講予定」等を具体的に記載すること。

秘密保全施設現地調査表

1 委託先からの申請文 書番号及び発簡年月日		6 施設 の 調 査	項 目	現 況
2 委託先の名称等	(1) 委託先名、事業所名等		天 井	
	(2) 所在地		壁	
3 秘密保全施設又は閉 鎖区域の態様	(1) 新設、変更の別 (2) 秘密保全施設又は閉鎖区域の名称 (3) 特定秘密の物件等名 (4) 特定秘密の取扱いの区分 (5) 新設又は変更の理由 (6) 棟名、階数		床	
			出 入 口	
			扉	
			窓	
			開 口 部	
			錠	
			警報装置	
			外 柵	
4 委託先の既存の秘密 保全施設又は閉鎖区域 の現況			保管容器	
			※1の適用の有無	
		7 判 定	適 ・ 不 適 ・ 要改善	
5 委託先の立会者の所 属部署・役職・氏名	(部 署) (役 職) (氏 名)	8 所 見		
		9 調査年月日及び調査実施者 (1) 調査年月日 令和 年 月 日 (2) 調査実施者 所 属 氏 名		

別紙様式第 2 3 号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(事業者) 殿

防衛装備庁装備政策部長

○ ○ ○ ○

特定秘密の取扱いに係る適合性の審査結果について（通知）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け貴書簡により申請された標記について、
審査の結果、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108
号）第5条第4項に規定する基準に適合すると認めましたので通知しま
す。

関連文書：事業者からの申請文書番号（発簡年月日）

写送付先：防衛装備庁長官官房審議官、防衛装備庁調達事業部長、地方
防衛局調達部長等

注：基準に不適合の場合は、本文は「令和〇〇年〇〇月〇〇日付け貴書
簡により申請された標記について、審査の結果、特定秘密の保護に関
する法律（平成25年法律第108号）第5条第4項に規定する基準
に適合すると認めませんでしたので通知します。」とし、本文にその
理由を具体的に記載する。

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

防衛装備庁装備政策部長

○ ○ ○ ○ 殿

(適合事業者)

特定秘密の取扱いに係る適合性を認められた事項の一部内容
の変更について (申請)

標記について、【審査結果の通知文書番号 (発簡年月日)】で認めら
れた事項の一部内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更する事項
- 2 変更する理由
- 3 変更年月日

添付書類：別添○～別添○ (宛先のみ)

写送付先：特定秘密管理者、地方防衛局調達部長等

- 注：1 変更する事項欄には、「特定秘密保護規則」、「秘密保全実施
要領」、「業務管理者」、「保全教育」又は「秘密保全施設」を
記載する。
- 2 変更する理由欄には、変更する理由を具体的に記載する。
- 3 保管庫として使用する秘密保全施設を申請するときは付紙第 1
－ 1 を、保管庫として使用しない秘密保全施設を申請するときは
付紙第 1 － 2 を添付する。

保全基準兼点検票（秘密保全施設、保全外部区域及び保管容器）

事業者名	
事業所名	
秘密保全施設名	
取り扱う秘密の種類	特別防衛秘密を取り扱うことができる（※変更不可）
施設の用途	
保管庫としての用途	保管庫として使用できる（※変更不可）
作成日	
確認責任者	

地方防衛局等記入欄	
管轄防衛局等	
確認日	
確認者	

防衛装備庁記入欄	
確認日	
確認者	
確認日	
確認責任者	

(特別防衛秘密を取り扱う場合又は保管庫として使用する場合)									
分 類	番 号	項 目	対応状況 (自己評価)	対応内容 (仕様内容を記述した上で、それを確認できる別添資料名を記載)	(別添資料)	現地調査 判定	判定		備考
							担当者	責任者	
第 1. 天井、壁、床		天井について、下欄に掲げる基準を満たしていること。							
	1	厚さ10cm以上の鉄筋コンクリートで堅固に建造されているか。							
		壁について、下欄に掲げる基準を満たしていること。							
	2	厚さ10cm以上の鉄筋コンクリートで堅固に建造されているか。							
	3	床から天井に到達する壁であるか。							
		既存の建造物を改修する場合に、天井又は壁について、上記の基準（1又は2）を満たせないときは、下欄に掲げる基準のいずれかを満たしていること。							
	4	補強コンクリートフック（厚さ15cm以上、中空部にコンクリートを充填、直径9mm以上の鉄筋を縦40cm以下・横20cm以下の間隔で配筋）で堅固に建造されているか。							
	5	鋼板（厚さ3.2mm以上（室内外の両面に配置する場合は、各々1.6mm以上）で堅固に建造されているか。							
	6	その他の不燃性の資材であって、鉄筋コンクリート（厚さ10cm以上）と同等以上の強度を有すると確認されたもので堅固に建造されているか。							
	6.1	同等以上の強度を有すると確認された資材を使用する場合、同等以上の強度を有することが証明できる資料（第三者機関又は資材メーカー等による強度試験結果等）を添付しているか。							
		建築構造上の理由により、天井及び壁について、上記の基準の全部又は一部を満たせないときは、下欄に掲げる基準のいずれかを満たしていること。							
	7	次の措置により、上記の基準（1又は2）と同等以上の保全措置を講じているか。 ・天井として金網（切断困難な強度を有し、溶接又はボルト等により枠に固定されたもの）を張ること。 ・天井からの侵入を警戒する警報装置を設置すること。 ・壁と天井が接続するよう金網（切断困難な強度を有し、溶接又はボルト等により枠に固定されたもの）等を設置すること。							
	8	（格納庫等のように、特に高い天井高であって、壁（間仕切り）が天井まで届かない構造である場合） 代用天井を設置の上、天井と代用天井との間を金網（切断困難な強度を有し、溶接又はボルト等により枠に固定されたもの）で補強しているか。							
	9	（格納庫等のように、特に高い天井高であり、壁（間仕切り）が天井まで届かず、かつ、代用天井を設置できない場合） 壁（間仕切り）を乗り越えて不法侵入できないように特別の措置を講じているか。							
	9.1	不法侵入が困難であることが証明できる資料（実地検証の結果等）を添付しているか。							
第 2. 出入口、搬入口、非常口		床について、下欄に掲げる基準を満たしていること。							
	10	厚さ10cm以上の鉄筋コンクリートで堅固に建造されているか。							
		床について、上記の基準を満たせない場合に下欄に掲げる基準を満たしていること。							
	11	その他の不燃性の資材であって、鉄筋コンクリート（厚さ10cm以上）と同等以上の強度を有すると確認されたもので堅固に建造されているか。							
	11.1	同等以上の強度を有すると確認された資材を使用する場合、同等以上の強度を有することが証明できる資料（第三者機関又は資材メーカー等による強度試験結果等）を添付しているか。							
		出入口、搬入口及び非常口について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	出入口（搬入口及び非常口を除く、以下同じ。）は1箇所であるか。 （2箇所以上の出入口は、秘密の取扱い上の必要がない限り認められない。）							
	2	搬入口を設置している場合、（1の）出入口では機材等の搬入・搬出ができないからか。							
	3	非常口を設置している場合、施設の面積、構造等の観点から、緊急の事態が発生した際の脱出口のために必要最小限の救か。							
	4	非常口を設置している場合、内側からの開閉のみを可能とする構造か。							
第 3. 扉	5	出入口の外側上部に照明装置（常夜灯）を取り付けるなど、出入口に接近する者の監視が容易であるか。							
	6	出入口が開放された際に秘密保全施設の外側から内側を直接見えないようになっているか。（例えば、前室を設けているか。出入口の内側に衝立、カーテン等の外側からの視線を妨げるものを設けているか。）							
	7	搬入口が開放された際に外側から内側を直接見えないようになっているか。直接見えるようになっている場合、搬入口を開放する際に外部からの窃視を防ぐための措置が定められているか。							
		出入口、搬入口及び非常口の扉について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	鋼鉄製で、厚さ3.2mm以上（フラッシュ扉の場合は両面の板が1.6mm以上）であるか。							
第 4. 錠	2	丁番は、内側埋込式であるか。							
	3	丁番が切断された場合でも開放を防止できる構造であるか。							
	4	両開きの扉の場合、扉の合せ目に定規ぶちを取り付けているか。							
	5	扉に覗き窓の機能が必要とする場合は、ドアスコープを取り付けて、内側からのみ覗くことができるものとなっているか。							
		出入口の錠について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	差し込み式鍵、生体認証式鍵等による二重施錠方式以上の強度であるか。							
	1.1	差し込み式鍵は、CP認定錠など、対ピッキング性能などが優れており、容易にこじ開けられない強度を有しているか。							
	1.2	生体認証式鍵又は文字暗鍵（交換数100の3乗以上）以外の鍵である場合、これらと同等以上の強度であることを証明する資料を添付しているか。							
	2	扉の非常開閉装置を取り付けているか。							
		搬入口の錠について、下欄に掲げる基準を満たしていること。							
第 4. 錠	3	秘密保全施設の内側からのみ解錠できる構造になっているか。							
	4	上記に該当しない場合、外側の錠は、差し込み式鍵、生体認証式鍵等による二重施錠方式以上の強度であるか。							
	4.1	差し込み式鍵は、容易にこじ開けられない強度を有しているか。							
	4.2	生体認証式鍵又は文字暗鍵（交換数100の3乗以上）以外の鍵である場合、これらと同等以上の強度であることを証明する資料を添付しているか。							

分 類	番 号	項 目	対応状況 (自己評価)	対応内容 (仕様内容を記述した上で、それを確認できる別添資料名を記載)	(別添資料)	現地調査 判定	判定		備考
							担当者	責任者	
		非常口の錠について、下欄に掲げる基準を満たしていること。							
	5	秘密保全施設の外側から解錠できない構造になっているか。							
	6	緊急の事態が発生した場合の脱出の容易性を確保した上で、日常的な解錠を回避できる構造になっているか。							
第 5 . 窓		窓について、下欄に掲げる基準を満たしていること。							
	1	無窓であるか							
		上記の基準を満たせない場合、下欄に掲げる資料を用いて秘密保全上の影響がない構造であることを明らかにすること。							
	2	施設における窓の数、位置及び大きさが分かる資料を添付しているか。							
	3	2の資料に、採光、換気等のやむを得ない目的のため必要最小限の数であることが分かる内容が含まれているか。							
	4	2の資料に、鉄格子（日本産業規格、鉄棒直径13mm以上、間隔10cm以下）を堅固に取り付けていることが分かる内容が含まれているか。							
第 6 . 開口部		開口部（クワト、通風調節装置、天窓、下水溝、トンネル等）について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	侵入し得る形状の開口部に直径13mm以上の鉄筋を縦及び横に10cm以下の間隔で取り付けているか。							
	2	開口部からの不法侵入、盗み見、盗聴等の侵害に対応するための措置を講じているか。							
第 7 . 警戒・警報装置		警戒・警報装置について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	出入口の外側に監視カメラを取り付け、入退室の状況が監視できるか。（※）							
	2	搬入口の外側に監視カメラを取り付け、搬出入の状況が監視できるか。（※）							
	3	出入口の扉の開閉を感知する自動の警戒・警報装置を取り付けているか。							
	4	搬入口の扉の開閉を感知する自動の警戒・警報装置を取り付けているか。							
	5	非常口の扉の開閉を感知する自動の警戒・警報装置を取り付けているか。							
	6	秘密保全室内への侵入を感知する自動の警戒・警報装置を取り付けているか。（※）							
	7	警戒・警報装置は、いずれも警備室等と直結し、その配線は容易に切断されることがないようにし、停電時又は配線切断時にも警報できるか。							
	8	非常時に警備室等外部と通信又は通報ができる機器を取り付けているか。							
第 8 . 境界管理		境界管理について、下欄に掲げる基準をいずれも満たす外柵を設置すること。							
	1	基礎をコンクリートで固定しているか。							
	2	高さ2 m以上の金網等を用いて周囲を囲んでいるか。							
	3	上部に有利鉄線又は赤外線装置等を張り巡らせているか。							
		境界管理について、上記の基準を満たせない場合に下欄に掲げる基準のいずれかを満たしていること。							
	4	上記の基準を満たせない事情及び対象物にかんがみ、境界管理に求められる保全措置（立入制限の実施、警戒・警報装置の設置、警備体制の強化等）を講じているか。							
	4.1	境界を外柵で囲む必要性に乏しい対象物か。							
	4.2	境界は明確に設定されており、管理の措置は明確にされているか。							
	4.2	外柵による境界管理の機能の全部又は一部を補完する措置は十分か。							
	4.3	対象物は、境界と秘密保全施設との間に一定の離隔距離を必要とするか。その場合に、離隔距離は十分か。							
	5	対象物の形状、大きさ、重量などの特性にかんがみ、秘密保全施設が設置された建造物の特性を踏まえ、境界管理に求められる保全措置（立入制限の実施、警戒・警報装置の設置、警備体制の強化等）を講じているか。							
	5.1	対象物は、比較的容易に運搬できる形状、重量か。							
	5.2	境界は明確に設定されており、管理の措置は明確にされているか。							
	5.3	外柵による境界管理の機能の全部又は一部を補完する措置は十分か。							
第 9 . 保全外部区域		保全外部区域について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	秘密保全施設の外側に隣接する建物の区画又は敷地のうち必要な範囲を「保全外部区域」として指定していることが配置図等から確認できるか。							
	2	入退者を制限するために、保全外部区域の外側境界に入退口を設置しているか。							
	3	保全外部区域として敷地を指定した場合は、敷地の外周に十分な高さ及び強度のあるフェンス等を設置する等の措置を講じているか（境界管理のために設置された外柵を用いることができる）。							
第 1 0 . 保管容器		秘密の種類及び区分に応じた保管容器を準備していること。							
	1 (特別防衛秘密(機密))	三段式文字盤鍵のかかる金庫 ・材質、構造（施設装置を除く。）等は、日本産業規格S1037に定めるものと同等以上の強度を有しているか。 ・固定式の三段式文字盤鍵と差し込み式錠による二重施設方式となっているか。 ・ダイヤル及び内蔵式回転板の目盛は、それぞれ100目盛とし、内蔵回転板は、1目盛ごとに任意の番号に調整できる構造で、その実行組み合わせは、100 ³ 以上であるか。 ・触感、音響等による目盛暗探を防止するための構造であるか。							
	2 (特別防衛秘密(極秘))	三段式文字盤鍵のかかる鋼鉄製の箱 ・鋼板は、日本産業規格G3141に定めるSPCCの標準厚さ1.2mmの鋼板を使用した場合に得られる強度以上の強度を有しているか（ただし、標板、補強板等内部使用鋼板は0.8mm以上、裏板は1.0mm以上であるか。）。 ・開き型書庫（両開き書庫及び片開き書庫をいう。）の場合、扉は蝶番が破壊された場合でも扉の開放を防止するための機能を有しているか。 ・施設装置の内部装置が本体接合部又は本体と扉とのすき間から目視又は触感により探知されないよう金属製覆板を取り付けているか。 ・固定式の三段式文字盤鍵と差し込み式錠による二重施設方式となっているか。 ・ダイヤル及び内蔵式回転板の目盛は、それぞれ100目盛とし、内蔵回転板は、1目盛ごとに任意の番号に調整できる構造で、その実行組み合わせは、100 ³ 以上であるか。 ・触感、音響等による目盛暗探を防止するための構造となっているか。							
	3 (特別防衛秘密(秘))	文字盤鍵のかかる鋼鉄製の箱 ・本体は、鋼板を用いることとし、当該鋼板は、日本産業規格G3141に定めるSPCCの標準厚さ0.8mmの鋼板を使用した場合に得られる強度以上の強度を有しているか。 ・施設装置は、文字盤鍵と差し込み式錠による二重施設方式となっているか。							

分 類	番号	項 目	対応状況 (自己評価)	対応内容 (仕様内容を記述した上で、それを確認できる別添資料名を記載)	(別添資料)	現地調査 判定	判定		備考
							担当者	責任者	
備考１：令和１０年３月３１日までの間、特定秘密を取り扱わない秘密保全施設にあては、第７（警戒・警報装置）第１項及び第２項に示す基準を適用しないことができる。 備考２：令和１０年３月３１日までの間、特別防衛秘密を取り扱わない保管庫にあては、第７（警戒・警報装置）第６項に示す基準を適用しないことができる。									
総合判定			改善事項に 対する措置						

保全基準兼点検票(秘密保全施設、保全外部区域及び保管容器)

事業者名	
事業所名	
秘密保全施設名	
取り扱う秘密の種類	特別防衛秘密を取り扱わない（※変更不可）
施設の用途	
作成日	
確認責任者	

地方防衛局等記入欄	
管轄防衛局等	
確認日	
確認者	

防衛装備庁記入欄	
確認日	
確認担当者	
確認日	
確認責任者	

(特別防衛秘密を取り扱わない場合又は保管庫として使用しない場合)									
分 類	番 号	項 目	対応状況 (自己評価)	対応内容 (仕様内容を記述した上で、それを確認できる別添資料名を記載)	(別添資料)	現地調査 判定	判定		備考
							担当者	責任者	
第 1．天井、壁、床		天井について、下欄に掲げる基準のいずれかを満たしていること。							
	1	頑丈な不燃性の資材（厚さ10cm以上の鉄筋コンクリート、厚さ1.6mm以上の鋼板又は同等の強度を有すると確認されたもの）で堅固に建造されているか。							
	1.1	同等の強度を有すると確認された資材を使用する場合、同等の強度であることを証明できる資料（第三者機関又は資材メーカー等による強度試験結果等）を添付しているか。							
	2	構造上、頑丈な不燃性の資材で堅固に建造できない場合、天井に金網（切断困難な強度を有し、溶接又はボルト等により枠に固定されたもの）を張る。侵入警報装置の設置等で頑丈な不燃性の資材と同等以上の保全措置を講じているか。							
	2.1	同等以上の保全措置となることを説明する資料を添付しているか。							
		壁について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	3	頑丈な不燃性の資材（厚さ10cm以上の鉄筋コンクリート、厚さ1.6mm以上の鋼板又は同等の強度を有すると確認されたもの）で堅固に建造されているか。							
	3.1	同等の強度を有すると確認された資材を使用する場合、同等の強度であることを証明できる資料（第三者機関又は資材メーカー等による強度試験結果等）を添付しているか。							
	4	床から天井に到達する壁であるか。							
		天井及び壁について、上記の基準を満たさない場合に下欄に掲げる基準のいずれかを満たしていること。							
	5	（格納庫等のように、特に高い天井高であって、壁（間仕切り）が天井まで届かない構造である場合） 代用天井を設置の上、天井と代用天井との間を金網（切断困難な強度を有し、溶接又はボルト等により枠に固定されたもの）で補強しているか。							
	6	（格納庫等のように、特に高い天井高であり、壁（間仕切り）が天井まで届かず、かつ、代用天井を設置できない場合） 壁（間仕切り）を乗り越えて不法侵入できないように特別の措置を講じているか。							
	6.1	不法侵入が困難であることが証明できる資料（実地検証の結果等）を添付しているか。							
	7	当該施設の天井裏と他の施設の天井裏とが接続している場合には、その境界部を金網等（切断困難な強度を有し、溶接又はボルト等により枠に固定されたもの）の頑丈な不燃性の資材を用いて遮断しているか。							
		床について、下欄に掲げる基準を満たしていること。							
	8	頑丈な不燃性の資材（厚さ10cm以上の鉄筋コンクリート、厚さ1.6mm以上の鋼板又は同等の強度を有すると確認されたもの）で堅固に建造されているか。							
	8.1	同等の強度を有すると確認された資材を使用する場合、同等の強度であることを証明できる資料（第三者機関又は資材メーカー等による強度試験結果等）を添付しているか。							
第 2．出入口、搬入口及び非常口		出入口、搬入口及び非常口について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	出入口（搬入口及び非常口を除く。以下同じ。）は 1 箇所であるか。 （2 箇所以上の出入口は、秘密の取扱い上の必要がない限り認められない。）							
	2	搬入口を設置している場合、（1 の）出入口又は機材等の搬入・搬出ができないからか。							
	3	非常口を設置している場合、施設の面積、構造等の観点から、緊急の事態が発生した際の脱出口のために必要最小限の数か。							
	4	非常口を設置している場合、内側からの開閉のみを可能とする構造か。							
	5	出入口の外側上部に照明装置（常夜灯）を取り付けるなど、出入口に接近する者の監視が容易であるか。							
	6	出入口が開放された際に秘密保全施設の外側から内側を直接見えないようになっているか。（例えば、前室を設けているか。出入口の内側に衝立、カーテン等の外側からの視線を防げるものを設けているか。）							
	7	搬入口が開放された際に外側から内側を直接見えないようになっているか。直接見えるようになっている場合、搬入口を開放する際に外部からの窃視を防ぐための措置が定められているか。							
第 3．扉		出入口、搬入口及び非常口の扉について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	鋼鉄製又は同等の強度を有すると確認されたものであるか（既存の木造建物等又は既存の建造物の一部を利用して造る出入口又は非常口の扉であって木製等の場合は、銅板等で補強されているか。）。							
	2	両開きの扉の場合、扉の合せ目に定規ぶちを取り付けているか。							
	3	扉に覗き窓の機能が必要とする場合は、ドアスコープを取り付けて、内側からのみ覗くことができるものとなっているか。							
第 4．錠		出入口の錠について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	差し込み式錠、生体認証式錠等による二重施錠方式以上の強度であるか。							
	1.1	差し込み式錠は、CP認定錠など、対ピッキング性能などが優れており、容易にこじ開けられない強度を有しているか。							
	1.2	生体認証式錠又は文字盤錠（交換数 1 0 0 の 3 乗以上）以外の錠である場合、これらと同等以上の強度であることを証明する資料を添付しているか。							
	2	扉の非常開閉装置を取り付けているか。							
		搬入口の錠について、下欄に掲げる基準を満たしていること。							
	3	秘密保全施設の内側からのみ解錠できる構造になっているか。							
	4	上記に該当しない場合、外側の錠は、差し込み式錠、生体認証式錠等による二重施錠方式以上の強度であるか。							
	4.1	差し込み式錠は、容易にこじ開けられない強度を有しているか。							
	4.2	生体認証式錠又は文字盤錠（交換数 1 0 0 の 3 乗以上）以外の錠である場合、これらと同等以上の強度であることを証明する資料を添付しているか。							
		非常口の錠について、下欄に掲げる基準を満たしていること。							
	5	秘密保全施設の外側から解錠できない構造になっているか。							
	6	緊急の事態が発生した場合の脱出の容易性を確保した上で、日常的な解錠を回避できる構造になっているか。							

分 類	番 号	項 目	対応状況 (自己評価)	対応内容 (仕様内容を記述した上で、それを確認できる別添資料名を記載)	(別添資料)	現地調査 判定	判定		備考
							担当者	責任者	
第 5 . 窓		窓について、下欄に掲げる基準を満たしていること。							
	1	無窓であるか							
		上記の基準を満たせない場合、下欄に掲げる資料を用いて秘密保全上の影響がない構造であることを明らかにすること。							
	2	施設における窓の数、位置及び大きさが分かる資料を添付しているか。							
	3	2の資料に、採光、換気等のやむを得ない目的のため必要最小限の数であることがわかる内容が含まれているか。							
	4	2の資料に、鉄格子（日本産業規格、鉄棒直径13mm以上、間隔10cm以下）を堅固に取り付けていることがわかる内容が含まれているか。							
第 6 . 開口部		開口部（ダクト、通風調節装置、天窗、下水溝、トンネル等）について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	侵入し得る形状の開口部に金網（切断困難な強度を有し、溶接又はボルト等により枠に固定されたもの）や直径13mm以上の鉄筋を縦及び横に10cm以下の間隔で取り付けているか。							
	2	開口部からの不法侵入、盗み見、盗聴等の侵害に対応するための措置を講じているか。							
第 7 . 警 戒・警 報 装 置		警戒・警報装置について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	出入口の外側に監視カメラを取り付け、入退室の状況が監視できるか。（※）							
	2	搬入口の外側に監視カメラを取り付け、搬出入の状況が監視できるか。（※）							
	3	出入口の扉の開閉を感知する自動の警戒・警報装置を取り付けているか。							
	4	搬入口の扉の開閉を感知する自動の警戒・警報装置を取り付けているか。							
	5	非常口の扉の開閉を感知する自動の警戒・警報装置を取り付けているか。							
	6	警戒・警報装置は、いずれも警備室等と直結し、その配線は容易に切断されることがないようにし、停電時又は配線切断時にも通報できるか。							
第 8 . 境 界		境界管理について、下欄に掲げる基準をいずれも満たす外柵を設置すること。							
	1	基礎をコンクリートで固定しているか。							
	2	高さ2 m以上の高さの金網等を用いて周囲を囲んでいるか。							
	3	上部に有刺鉄線又は赤外線装置等を張り巡らせているか。							
		境界管理について、上記の基準を満たせない場合に下欄に掲げる基準のいずれかを満たしていること。							
	4	上記の基準を満たせない事情及び対象物にかんがみ、境界管理に求められる保安措置（立入制限の実施、警戒・警報装置の設置、警備体制の強化等）を講じているか。							
	4.1	境界を外柵で囲む必要性に乏しい対象物か。							
	4.2	境界は明確に設定されており、管理の措置は明確にされているか。							
	4.2	外柵による境界管理の機能の全部又は一部を補完する措置は十分か。							
	4.3	対象物は、境界と秘密保全施設との間に一定の離隔距離を必要とするか。その場合に、離隔距離は十分か。							
	5	対象物の形状、大きさ、重量などの特性にかんがみ、秘密保全施設が設置された建造物の特性を踏まえ、境界管理に求められる保安措置（立入制限の実施、警戒・警報装置の設置、警備体制の強化等）を講じているか。							
	5.1	対象物は、比較的容易に運搬できる形状、重量か。							
	5.2	境界は明確に設定されており、管理の措置は明確にされているか。							
	5.3	外柵による境界管理の機能の全部又は一部を補完する措置は十分か。							
第 9 . 保 全 外 部 区 域		保全外部区域について、下欄に掲げる基準をいずれも満たしていること。							
	1	秘密保全施設の外側に隣接する建物の区画又は敷地のうち必要範囲を「保全外部区域」として指定していることが配溜同等から確認できるか。							
	2	入退者を制限するために、保全外部区域の外側境界に入退口を設置しているか。							
	3	保全外部区域として敷地を指定した場合は、敷地の外周に十分な高さ及び強度のあるフェンス等を設置する等の措置を講じているか（境界管理のために設置された外柵を囲むことができる）。							
第 1 0 . 保 管 容 器		秘密の種類及び区分に応じた保管容器を準備していること。							
	1 (特定秘密)	三段式文字錠鍵のかかる鋼鉄製の箱 ・鋼板は、日本産業規格G3141に定めるSPCCの標準厚さ1.2mmの鋼板を使用した場合に得られる強度以上の強度を有しているか（ただし、鋼板、補強板等内部使用鋼板は0.8mm以上、裏板は1.0mm以上であるか。）。 ・開き型書庫（両開き書庫及び片開き書庫をいう。）、の場合、扉は蝶番が破壊された場合でも扉の開放を防止するための機能を有しているか。 ・施設装置の内部装置が本体接合部又は本体と扉とのすき間から目視又は触感により探知されないよう金属製裏板を取り付けているか。 ・固定式の三段式文字錠鍵と差し込み式錠による二重施設方式となっているか。 ・ダイヤル及び内蔵式回転板の目盛は、それぞれ100目盛とし、内蔵回転板は、1目盛ごとに任意の番号に調整できる構造で、その実行組合せは、100 ³ 以上であるか。 ・触感、音響等による目盛増探を防止するための構造となっているか。							
	2 (装備品等秘密)	文字錠鍵のかかる鋼鉄製の箱 ・本体は、鋼板を用いることとし、当該鋼板は、日本産業規格G3141に定めるSPCCの標準厚さ0.8mmの鋼板を使用した場合に得られる強度以上の強度を有しているか。 ・施設装置は、文字錠鍵と差し込み式錠による二重施設方式となっているか。							

備考 1：秘密の取扱いに関する契約申込書等を提出した日の前日までに秘密保全施設としての構造等が適当であると認められた秘密保全施設については、第 7（警戒・警報装置）第 1 項及び第 2 項に示す項目を除き、上記の各項目に示す基準を満たしているとみなすことができる。
備考 2：令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間、特定秘密を取り扱わない秘密保全施設においては、第 7（警戒・警報装置）第 1 項及び第 2 項に示す基準を適用しないことができる。

総合判定		改善事項に対する措置	
------	--	------------	--

別紙様式第 25 号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

防衛装備庁装備政策部長

○ ○ ○ ○ 殿

(適合事業者)

特定秘密の取扱いに係る適合性を認められた事項の一部内容
の変更について (届出)

標記について、【審査結果の通知文書番号 (発簡年月日)】で認めら
れた事項の一部内容を下記のとおり変更するので届出します。

- 1 変更する事項
- 2 変更する理由
- 3 変更年月日

添付書類：

写送付先：特定秘密管理者、地方防衛局調達部長等

- 注：1 変更する事項欄には、「特定秘密保護規則」、「秘密保全実施
要領」、「業務管理者」、「保全教育」又は「秘密保全施設」と
記載する。
- 2 変更する理由欄には、変更する理由を具体的に記載する。
 - 3 届出に当たっては、変更内容を明示した書類を添付する。

整理番号	
------	--

適合事業者管理台帳

事業者		管轄する地方防衛局等
事業所名		
所在地		

審査結果履歴

審査結果通知番号 (年月日)	審査の区分及び内容			
	秘密保全規則等	業務管理者	保全教育	秘密保全施設

定期報告及び確認結果

年 度	年度	年度	年度	年度
報告年月日				
秘密保全規則等				
業務管理者				
保全教育				
秘密保全施設				

注：定期報告に伴う「確認結果」の欄は、適合又は不適合と記入し、不適合の場合は速やかに必要な措置（適合事業者の解除等）を行うこと。

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

防衛装備庁装備政策部長
○ ○ ○ ○ 殿

(適合事業者)

特定秘密の取扱いに係る基準適合性について (報告)

標記について、下記のとおり報告します。

記

1 秘密保全規則等

- (1) 特定秘密保護規則：
- (2) 秘密保全実施要領：

2 業務管理者

- (1) 役 職：
- (2) 氏 名：

3 保全教育

- (1) 実施期間：令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日
- (2) 受講者数：○○○名
- (3) 保全教育の具体的な内容：
- (4) 令和○○年度の実施計画：

4 秘密保全施設

5 特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業員の範囲
従業員数：○○名 (別添のとおり。)

写送付先：特定秘密管理者、地方防衛局調達部長等

別紙様式第 2 7 号 記載要領

1 秘密保全規則等

【審査結果の通知文書番号（発簡年月日）】により認められた秘密保全規則等と変更なし。

2 業務管理者

- (1) 役 職：〇〇事業所長
- (2) 氏 名：〇〇 〇〇

3 保全教育

- (1) 実施期間：令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
- (2) 受講者数：1 2 5 名
- (3) 保全教育の具体的な内容：【審査結果の通知文書番号（発簡年月日）】により認められた保全教育の内容と変更なし。又は、「別添のとおり。」とし、保全教育テキストを添付する。
- (4) 令和〇〇年度の実施計画：別添「特定秘密の保護に関する保全教育計画」のとおり。
※ 翌年度の秘密保全教育の計画を添付する。

4 秘密保全施設

【審査結果の通知文書番号（発簡年月日）】により認められた秘密保全施設と変更なし。又は、「別添のとおり。」とし、秘密保全施設の一覧を添付する。

5 特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業員の範囲

従業員数：9 0 名（別添のとおり。）

※ 前年度の3月31日現在における特定秘密の取扱いを指定された従業員の名簿を添付する。

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(事業者) 殿

防衛装備庁装備政策部長

○ ○ ○ ○

特定秘密の取扱いに係る適合事業者の取消しについて（通知）

標記について、令和〇〇年〇〇月〇〇日付で特定秘密の適合事業者と認めましたが、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

- 1 認定番号：【審査結果の通知文書番号（発簡年月日）】
- 2 事業者の名称・事業所名：
- 3 代表者の氏名：
- 4 取消の理由：

写送付先：防衛装備庁長官官房審議官、防衛装備庁調達事業部長、地方
防衛局調達部長等

保全検査官指名簿

整理 番号	所属課等名	官職・氏名	取り扱い得る 秘密の種類	担当する 委託先の名称	指定年月日	解除年月日	備 考

注：「取り扱い得る秘密の種類」の欄には、当該保全検査官が取り扱うことのできる秘密の種類（特定特別防衛秘密を含む。）を
全て記載する。

保全検査担当区分表

部署等名：

[illegible]

保全検査報告書（特定特別防衛秘密・特別防衛秘密・装備品等秘密）

委託先名			
同上所在地			
委託先の保全責任者（部署・役職等）			
委託先の検査立会者（部署・役職等）			
保全検査事項	評 価	所見等	
(1) 関係簿冊の整備・記録及び保管の状況			
(2) 秘密文書等の接受、取扱い及び保管の状況			
(3) 秘密の文書及び図画の原稿及び原紙の処分の状況			
(4) 保管容器の状況			
(5) 鍵の取扱い及び保管の状況			
(6) 秘密文書等の貸出し、閲覧、送達及び秘密事項の伝達の状況			
(7) 秘密文書等の製作及び複製の状況			
(8) 保全施設の整備状況及び立入りに関する統制措置			
(9) 保全教育の状況			
(10) 秘密保護適格証明書の取扱いの状況			
(11) 社内保全検査の状況（検査体制・方法・内容）の状況			
(12) 下請負先に対する指導及び監督の状況			
(13) 管理者及び保全責任者の秘密の保全に関する適切な指導の状況			
(14) 秘密を取り扱う全社員等に対する守秘義務の自覚に関する措置			
(15) 保全施設内におけるパソコンの取扱い及び管理状況			
(16) 前各事項以外の検討又は改善の指示をした事項			
保全検査年月日 令和 年 月 日 保全検査官 所 属 官 職 氏 名			

注：1 保全検査報告書の（ ）内は、検査を実施していない秘密の種類については抹消すること。例：（特定特別防衛秘密・特別防衛秘密・装備品等秘密）

2 所見等欄に記載できないときは、別紙を作成すること。

1 秘密文書等の保管の状況

(1) 装備品等秘密

	A	B					C						保管数	
	前回検査・点検時の保管数（指定前を除く。）	増加要因					減少要因						A+B-C	指定前
		供与	複製	製作	接受	計	返却/提出	解除	破棄	送達	その他（ ）	計		
件数														
部数														
備考														

- 注：1 A～C各欄には、既に官から装備品等秘密に指定されているものを計上する。
 2 保管数の指定前のものについては、その名称を備考欄に記載する。
 3 文書及び図画（電磁的記録を含む。）と物件とをそれぞれ別葉で作成する。
 4 B欄の「供与」には、官から貸与された文書等の数を計上する。同じく「接受」には、下請負者（又は元請負者）から送達された文書等の数を計上する。
 5 C欄の「返却／提出」には、官に返却した文書等及び契約において製作又は複製した文書等で官に提出したものの数を計上する。同じく「送達」には、下請負者（又は元請負者）に送達した文書等の数を計上する。
 6 C欄の「その他（ ）」には、紛失等の事故により減少した文書等の数を計上し、（ ）内に事故の事由を記載する。

(2) 特別防衛秘密

		A	B					C						保管数	
		前回検査・点検時の保管数（指定前を除く。）	増加要因					減少要因						A+B-C	指定前
			供与	複製	製作	接受	計	返却/提出	解除	破棄	送達	その他（ ）	計		
機密	件数														
	部数														
極秘	件数														
	部数														
秘	件数														
	部数														
計	件数														
	部数														
備考															

- 注：1 A～C各欄には、既に官から特別防衛秘密に指定されているものを計上する。
- 2 保管数の指定前のものについては、その名称を備考欄に記載する。
- 3 文書及び図画（電磁的記録を含む。）と物件とをそれぞれ別葉で作成する。
- 4 B欄の「供与」には、官から貸与された文書等の数を計上する。同じく「接受」には、下請負者（又は元請負者）から送達された文書等の数を計上する。
- 5 C欄の「返却／提出」には、官に返却した文書等及び契約において製作又は複製した文書等で官に提出したものの数を計上する。同じく「送達」には、下請負者（又は元請負者）に送達した文書等の数を計上する。
- 6 C欄の「その他（ ）」には、紛失等の事故により減少した文書等の数を計上し、（ ）内に事故の事由を記載する。

(3) 特定特別防衛秘密

		A	B					C						保管数	
		前回検査・点検時の保管数（指定前を除く。）	増加要因					減少要因						A+B-C	指定前
			供与	複製	製作	接受	計	返却/提出	解除	破棄	送達	その他（ ）	計		
機密	件数														
	部数														
極秘	件数														
	部数														
秘	件数														
	部数														
計	件数														
	部数														
備考															

- 注：1 A～C各欄には、既に官から特定特別防衛秘密に指定されているものを計上する。
2 保管数の指定前のものについては、その名称を備考欄に記載する。
3 文書及び図画（電磁的記録を含む。）と物件とをそれぞれ別葉で作成する。
4 B欄の「供与」には、官から貸与された文書等の数を計上する。同じく「接受」には、下請負者（又は元請負者）から送達された文書等の数を計上する。
5 C欄の「返却／提出」には、官に返却した文書等及び契約において製作又は複製した文書等で官に提出したものの数を計上する。同じく「送達」には、下請負者（又は元請負者）に送達した文書等の数を計上する。
6 C欄の「その他（ ）」には、紛失等の事故により減少した文書等の数を計上し、（ ）内に事故の事由を記載する。

2 秘密の適格証明書の取扱いの状況

	前回検査・点検時 発行枚数	前回検査・点検時以降 発行枚数	前回検査・点検時以降 回収枚数	検査時発行枚数
装 備 品 等 秘 密				
特 別 防 衛 秘 密				
特定特別防衛秘密				
計				
備 考				

※備考欄には、計が装備品等秘密、特別防衛秘密、特定特別防衛秘密の枚数の合計と合致しない場合、その理由を記載すること。

保全検査報告書（特定秘密）

委託先名			
同上所在地			
委託先の保全責任者（部署・役職等）			
委託先の検査立会者（部署・役職等）			
保全検査事項	評 価	所見等	
(1) 特定秘密の取り扱わせることができる範囲の指定の状況			
(2) 特定秘密関係社員の名簿の指定・管理、報告の状況			
(3) 特定秘密の適格証明書の取扱いの状況			
(4) 特定秘密文書等の保管の状況			
(5) 特定秘密の指定、有効期間の満了又は延長、指定の解除に係る通知又は周知の状況			
(6) 特定秘密文書等の作成、運搬、交付、伝達、廃棄その他の手続の状況			
(7) 特定秘密の保護に関する関係簿冊等の記録の状況			
(8) 立入禁止区域における施設設備及び保管容器の状況			
(9) 立入禁止区域における電子計算機の取扱いの状況			
(10) 立入禁止区域における特定秘密の電磁的記録の取扱いの状況			
(11) 特定秘密の保護に関する保全教育の実施の状況			
(12) 社内保全検査（検査体制・方法・内容）の状況			
(13) 下請負先に対する指導及び監督の状況			
(14) 業務管理者及び保全責任者の特定秘密の保護に関する適切な指導の状況			
(15) 秘密を取り扱う全社員等に対する守秘義務の自覚に関する措置			
(16) 前各事項以外の検討又は改善の指示をした点			
保全検査年月日 令和 年 月 日 保全検査官 所 属 官 職 氏 名			

注：所見等欄に記載できないときは、別紙を作成すること。

別紙（別紙様式第32号）

別紙

1 特定秘密の適格証明書の取扱いの状況

	前回検査・点検時 発行枚数	前回検査・点検時以降 発行枚数	前回検査・点検時以降 回収枚数	検査時発行枚数
特定秘密				

2 特定秘密文書等の保管の状況

(1) 文書、図画及び電磁的記録

	A	B					C						保管数
	前回検査・点検 時の保管数	増加要因					減少要因						A+B-C
		供与	複製	製作	接受	計	返却/ 提出	解除	廃棄	送達	その他 ()	計	
件 数													
部 数													
備 考													

(2) 物件

	A	B					C						保管数
	前回検査・点検時の保管数	増加要因					減少要因						A+B-C
		供与	複製	製作	接受	計	返却/ 提出	解除	廃棄	送達	その他 ()	計	
件 数													
部 数													
備 考													

注：1 B欄の「供与」には、官から貸与された文書等の数を計上する。同じく「接受」には、下請負者（又は元請負者）から送達された文書等の数を計上する。

2 C欄の「返却／提出」には、官に返却した文書等及び契約において製作又は複製した文書等で官に提出したものの数を計上する。同じく「送達」には、下請負者（又は元請負者）に送達した文書等の数を計上する。

3 C欄の「その他（ ）」には、紛失等の事故により減少した文書等の数を計上し、（ ）内に事故の事由を記載する。

別紙様式第 3 3 号

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(防衛装備庁装備政策部長等) 殿

(地方防衛局調達部長等)

令和〇〇年度〇／四半期の委託先に対する保全検査の結果
について (通知)

標記について、別紙のとおり通知する。

添付書類：別紙

写送付先：防衛装備庁装備政策部長

注：別紙のほか、必要に応じ、別紙様式第 3 1 号及び別紙様式第 3 2 号
に定める保全検査報告書を添付する。

保全検査結果報告書（令和〇〇年度〇／四半期）

1 保全検査結果

委託先名	保全検査結果		
	〇月	〇月	〇月

2 要改善・不良事項

委託先名	検査年月日	保全検査事項	要改善又は 不良の具体的 な内容等	確認等の状況

- 注：1 保全検査結果欄には、第 8 第 4 項に規定する「良 好」、「要改善」又は「不 良」の別を記載する。
- 2 表 2 は、表 1 の保全検査結果欄において「要改善」又は「不良」とした事項について、当該評価となった具体的な内容等を記載する。
- 3 確認等の状況欄には、「是正確認済」、「改善要求中」、「〇月〇日確認予定」等を記載する。